	（別添） **JICA 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容（案）**	
127	環境社会配慮ガイドラインの基本とすべき内容を示す。内容の考え方、趣旨等についての解説を「」書きで付した。	
	Ⅰ．基本的事項	
	1．環境社会配慮の理念	
128	*「冒頭に、アジェンダ21、世界人権宣言、主要援助機関のガイドライン等の国際的な規範、さらに我が国における規範である ODA 大綱等を踏まえ、本ガイドラインの拠って立つべき環境社会配慮の基本理念を示すべきである。これにより、開発途上国を含む幅広いステークホルダーとの間で JICA の目指す環境社会配慮の価値規範について共通の理解を得ることができ、幅広い者の参加による環境社会配慮の確保を図ることが可能になる。具体的には、以下の内容を含むべきである。」*	□　**藤本氏（アジア・太平洋人権情報センター）** （提案）：「これにより、開発途上国を含む幅広いステークホルダーとの間で JICA の目指す環境社会配慮の価値規範について共通の理解を得ることができ、幅広い者の参加による環境社会配慮の確保を図ることが可能になる。」→（意見）：「幅広いステークホルダーとの間で」とありますが、ガイドライン案がまとめられたとき、JBIC のガイドラインの策定の際に行われた以上に、創意工夫して「幅広い関係者」にパブリック・コメントを国際的に求めてください。
129	1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境問題への国際的な取り組みの第一歩が踏み出された。そして1974年のローマクラブによる「成長の限界」、さらに1987年の「我ら共有の未来」を経て、1992年のリオデジャネイロにおけるアースサミットに至る軌跡は、先進国と途上国で「持続可能な開発」を共同で取り組むべき地球規模の課題として合意する過程でもあった。しかし、その後の国際社会の努力にもかかわらず、多くの開発途上国は未だに「持続可能な開発」の軌道に乗れないで呻吟を余儀なくされている。このような状況の中で、国際社会において平和国家として名誉ある地位を占めるべく、日本は開発途上国の自助努力を支援するための開発協力に多大な努力を重ねてきた。この長年に渡る努力の成果の一つは我々と途上国との間で基本的価値と環境と開発の共生ビジョンを共有するに至ったことであろう。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）：「・・・しかし、その後の双方の努力にもかかわらず、残念ながら開発に伴う環境社会面での悪影響が解消されてはいない。平和国家として日本はこれまでに開発途上国の自助努力を支援するための開発協力の多大な努力を重ねてきた。そして途上国との間で、以下に述べるような基本的価値と環境と開発の共生ビジョンを共有していると認識している」。 ◎　**田中委員（環境省）** （修正）：「1972 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境問題への国際的な取り組みの第一歩が踏み出された。そして 1974 年のローマクラブによる「成長の限界」、さらに 1987 年の「我ら共有の未来」を経て、1992 年のリオデジャネイロにおける国連環境開発会議~~アースサミット~~に至る軌跡は、先進国と開発途上国で「持続可能な開発」を共同で取り組むべき地球規模の課題として合意する過程でもあった。この長年に渡る努力の成果の一つは我々と開発途上国との間で基本的価値と環境と開発の共生ビジョンを共有するに至ったことであろう。」 ◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）：「持続可能な開発」→「持続可能な発展」に変更できないか。

		□　**藤本氏（アジア・太平洋人権情報センター）** （修正）：「この長年に渡る努力の成果の一つは我々と途上国との間で基本的価値と環境と開発の共生ビジョンを共有するに至ったことであろう」を削除。
130	開発援助における技術協力を担う国際協力事業団が「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。なぜならば、持続可能な開発の達成に当っては、開発に伴うさまざまな環境的・社会的費用を開発行為そのものに内部化する知恵と技術とそれを支える社会的制度的枠組みとこれらが機能する動機の創造が不可欠である。そして内部化する“努力”と“プロセス”の創造行為こそが「環境社会配慮」であり、今や開発志向の多くの技術協力に決定的に求められているのである。	◎　**田中委員（環境省）** （修正）：「開発援助における技術協力を担う国際協力事業団（以下「JICA」という。）が「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。なぜならば、持続可能な開発の達成に当っては、開発に伴うさまざまな環境的・社会的費用を開発行為そのものに内部化する知恵と技術とそれを支える社会的制度的枠組みとこれらが機能する動機の創造が不可欠である。そして内部化する“努力”と“プロセス”の創造行為こそが「環境社会配慮」であり、今や開発志向の多くの技術協力に決定的に求められているのである。」 ◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）：「持続可能な開発」→「持続可能な発展」に変更できないか。 △　**JICA** （修正）：「持続可能な開発の達成にあたっては、開発に伴う様々な環境と社会費用を開発費用に内部化することと、それを支える社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが「環境社会配慮」であり、政府開発援助における技術協力を担う国際協力事業団は、環境社会配慮を適切に行うことが求められている。」
131	開発に伴う「環境社会配慮」という創造的行為の妥当性を評価する価値は民主的意思決定システムが機能する場における基本的人権の保全促進である。これらは今や先進国と途上国のいかんを問わず共有できる基本的価値である。我が国のODA大綱においてもこれらの価値の促進を強く謳っている。これらの価値から導かれる行動規範はいわゆる「良い統治（Good Governance）」の構成要素でもある参加性、情報の透明性、説明責任、そして効率性である。	△　**JICA** （修正）：「開発に伴う「環境社会配慮」が実質的に機能するためには、民主的意思決定システムの機能が不可欠であり、その重要性については先進国と途上国が基本的な価値として共有している。民主的意思決定システムが機能するためには、基本的人権の尊重に加えて、「良い統治（Good Governance）」の構成要素である参加性、情報の透明性、説明責任と効率性が確保されることが重要である。」
132	従って、「環境社会配慮」は基本的人権と民主的意思決定システムに基づき、幅広い利害関係者の参加の下で、情報公開と意思決定プロセスの透明性と効率性を十分確保しつつ行わなけ ればならない。あわせて実施機関のみならずステークホルダー参加者すべてはその言動に説明責任を強く求められる。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）：あわせて実施機関のみならず・・・求められる」は削除する。

132-a		□　**神田氏（ODA 改革ネットワーク関西）** （追加）:「・経済成長の限界がうたわれるようになった 1980 年代以降、経済開発一辺倒の開発手法に対する批判が高まり、環境社会配慮の必要性が広く認識されてきた。その結果、DAC や世界銀行などの多国間開発金融機関（MDBs）においても、環境社会配慮に関するガイドライン等が作成され、環境社会配慮が定着してきた。今日においては、新たな課題として、開発の主体はあくまでも地域住民であるとの考え方が広まり、従来の環境社会配慮に加えて、住民参加、住民主体の開発を推進するための環境社会配慮のあり方が関係各機関等で検討されてきている。」または「骨子案」の「1. 1　検討の背景」に追加する。
133	これらの価値と行動規範を拠って立つべき理念として本件「環境社会配慮ガイドライン」は策定されたものである。	
	2. JICA の環境社会配慮の基本方針	◎　**村山委員（早稲田大学）** （提案）:「2. 基本方針」の中にある重要事項は節として表に出すべきでは。以下のような構成を提案。 1. 環境社会配慮の理念 2. 環境社会配慮の基本方針 3. 重点事項 4. ガイドラインの目的 5. 定義 6. 対象範囲
134	「本ガイドラインにおいては、まず、ガイドラインの前提となる JICA としての環境社会配慮に取り組む基本方針を明らかにすることが必要である。基本方針としては、以下の内容を示すことが必要である。」	
	（基本）	
135	○ JICAは、相手国政府の開発目的に資する協力事業の対象プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、開発途上国による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:開発途上国→相手国 ◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）:「持続可能な開発」→「持続可能な発展」に変更できないか。
	（手段）	

136	○JICA は、協力事業の対象プロジェクトが環境社会配慮の観点から満たされなければならない要件を本ガイドラインで明記し、相手国政府がその要件が満たすことができるよう協力事業により環境社会配慮の支援を行う。JICA は、適切な支援が行われるよう相手国政府の取組及び協力事業の内容につき、適宜確認を行うとともに、これを踏まえて必要な意思決定を行う。	
	（日本政府の意思決定への反映）	◎　**田中委員（環境省）** （修正）:「（我が国~~日本~~政府の意思決定への反映）」 △　**JICA** （修正）:「（日本政府の意思決定への反映）」→「（日本政府に対する意見具申等）」
137	○JICAは、環境社会配慮の支援及び確認の結果並びに協力事業の取扱いに関する JICA の見解を、協力案件の採択等に関する我が国政府の意思決定が適切になされるよう、意見具申等により提供する。	◎　**山崎委員（農水省）** （修正）:JICA は、環境社会配慮の支援及び確認の結果並びに協力事業の取扱いに関する JICA の見解を、~~協力案件の採択等に関する~~我が国政府の意思決定~~が適切~~に参考となされるよう、意見具申等により提供する。
	（重要事項1：幅広い配慮対象のスコープ）	
138	○JICA は、環境及び社会面での幅広い影響を視野に入れ、対応を行う。	
	（重要事項2：早期段階からの環境社会配慮の確保）	□　**神田氏（ODA 改革ネットワーク関西）** （修正）「早期段階からの環境社会配慮の確保」→「案件の最も初期の段階からの環境社会配慮の確保」。（これはこの項目のみならず、情報公開を含め関連する項目はすべてこう表す必要がある。）
139	○JICAは、協力案件の相手国政府における準備・形成段階から関与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画に関する協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早い段階からの広範な環境社会配慮の確保がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、その取組を支援する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:「…協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、…」を「…協力事業においては、その事業内容等を考慮し、必要に応じて戦略的環境アセスメントの考え方の導入を検討し、…」に修正 ◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）:以下の文の追加。 「その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。」 △　**JICA** （修正）:「JICAは、協力案件の相手国政府における準備・形成段階から関与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画に・・」→「JICA は、マスタープラン等の全体的な開

		発計画に・・・」
	（重要事項3：協力事業完了以降のフォローアップ）	
140	○JICA は、協力事業の完了以降においても、一定期間、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対するモニタリングや働きかけを行い、必要に応じ協力事業により支援する。	△　JICA （修正）：「JICA は＜中略＞相手国政府に対する働きかけを行い、必要に応じ協力事業により支援する。」
140-a		◎　川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク） （追加）：（重要事項4：ステークホルダーの参加）
140-b		◎　川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク） （追加）：○ JICA は、環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、対象プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地NGOを含む多様なステークホルダー（以下「ステークホルダー」という。）の意味ある参加と対話を確保する。（16 から移動し修正）
	（重要事項4：情報公開）	
141	○JICA は、適切な環境社会配慮を達成するために、アカウンタビリティーの確保と透明性並びに対象プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地NGOを含む多様なステークホルダー（以下「ステークホルダー」という。）の参加と対話を確保するため、事業本体の情報を含めた環境社会配慮のための情報公開を積極的に行う。	◎　氏家委員（ECFA） （修正）：「JICA は、」の次に以下を挿入。 「協力事業の事業目的、事業・経済効果、技術的問題、及び、」 △　JICA （修正）：「情報公開を積極的に行う」→「情報公開を確保するため、相手国政府の協力の下、事業実施主体の了解を得た上で積極的に行う」
141-a		◎　川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク） （追加）：（重要事項5：透明性と説明責任）
141-b		◎　川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク） （追加）：○JICA は、その社会的責任を全うするため、説明責任と意思決定の透明性を確保する。
	（重要事項5：ステークホルダーの参加）	
142	○ JICA は、より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、幅広いステークホルダーの参加を推進する。	◎　氏家委員（ECFA） （修正）：「JICA は、協力事業の事業目的、事業・経済効果、技術的問題及び環境・社会配慮に対する影響について、適切な合意形成に資するため、幅広いステークホルダーの参加を推進する。」 ◎　松本郁委員（FoE・Japan） （修正）：「…参加を推進し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分に反映する。」との文言の追加。
142-a		◎　川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク）

		(追加):(重要事項6:情報公開)「実施体制」の前に新規追加
142-b		◎ **川村委員(APEC モニター NGO ネットワーク)** (追加):○ JICA は、ステークホルダーの参加及び透明性と説明責任の実現のため、事業本体の情報及び意思決定過程に関する情報を含めた環境社会配慮のための情報公開を積極的に行う。
	(重要事項6:内部の実施体制)	
143	○JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制、実施能力の充実に努める。	
	3. ガイドラインの目的	
144	・ 本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の手続き、環境社会配慮支援の内容、環境社会配慮確認の基準、対象プロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、	◎ **澤井委員(JBIC)** (修正):「環境社会配慮確認の基準」を削除。
145	○相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、	
146	○ 上記基本方針に掲げる JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施及び日本国内及び相手国政府の双方に対するそのアカウンタビリティー・透明性・予測可能性の確保を図る。	△ **JICA** (修正):「上記基本方針に掲げる＜中略＞の適切な実施を確保し、また日本国政府及び相手国政府とステークホルダーに対するアカウンタビリティー・透明性の確保を図る。」
	4. 定義	
147	・ 本ガイドラインにおいて「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌、生態系及び生物相等の自然への影響、並びに非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。「配慮」とは、事業の計画と実施に当たって、情報公開とステークホルダーの参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、その影響を回避又は低減する対策を講ずることを言う。	◎ **山崎委員(農水省)** (修正):本ガイドラインにおいて「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌、生態系及び生物相等~~の~~を通じた人間の健康と安全への影響及び自然への影響、並びに非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。「配慮」とは、事業の計画と実施に当たって、情報公開とステークホルダーの参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、その影響を回避又は低減する対策を講ずることを言う。 ◎ **村山委員(早稲田大学)** (修正):「・・・自然への影響、・・・」→「・・・環境への影響、・・・」 □ **三原氏(エムアンドワイコンサルタント)**

		(修正):定義の中の「環境社会配慮」とはの中に、エネルギーも入れてください。環境問題といえば先ず省エネルギーがくるように、エネルギーは削減とともに、どのようなエネルギー源を使うかの点も配慮の中の重要な項目と思います。
148	・ 本ガイドラインにおいて「協力事業」とは、開発調査、無償資金協力及び技術協力プロジェクトにおいて JICA が実施する業務をいう。	
149	・ 本ガイドラインにおいて「対象プロジェクト」とは、協力事業における環境社会配慮支援・確認その他の協力の対象である相手国のプロジェクトをいう。	
150	・ 本ガイドラインにおいて「JICA 環境社会配慮調査」とは、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮を確保するために、協力事業において JICA が実施する環境社会配慮に係る調査をいう。	
151	・ 本ガイドラインにおいて「現地環境影響評価」とは、相手国の環境影響評価の制度に基づき事業実施主体が行う環境影響評価をいい、必要な諸手続を含むものである。	
152	・ 本ガイドラインにおいて「支援」とは、相手国政府に対し、環境社会配慮を行うために必要な調査、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことを言う。	
153	・ 本ガイドラインにおいて「確認」とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制(予算、組織、人材、経験)及び情報公開や住民参加の制度的枠組み等の各種情報、相手国政府との協議、現地調査等をもとに、対象プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することを言う。	◎ **川村委員(APEC モニター NGO ネットワーク)** (修正): 本ガイドラインにおいて「確認」とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制(予算、組織、人材、経験)及び情報公開や住民参加に関する制度的枠組み及び運用状況等の各種情報、相手国政府との協議、現地調査等をもとに、対象プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することを言う。
154	・ 本ガイドラインにおいて「意思決定」とは、確認の結果を踏まえて、協力の実施について判断を行うことを言う。要請確認段階、準備段階、実施・監督段階、評価段階において、JICA は必要な確認を行った上で、意思決定を行う。	◎ **山﨑委員(農水省)** (修正):本ガイドラインにおいて「意思決定」とは、確認の結果を踏まえて、協力の実施について判断を行うことを言う。発掘(形成)~~要請確認~~段階、準備段階、実施・監督段階、評価段階において、JICA は必要な確認を行った上で、意思決定を行う。なお、発掘(形成)段階は、外務省の求めに応じて意思決定を行う。 △ **JICA** (修正):「意思決定」とは<中略>協力の実施について判断を行い外務省に意見を提供することを言う。要請確認段階<中略>評価段階において、JICA は協力事業の性質に応じて必要な確認を行った上で、意思決定を行う。

154-a		△ JICA (追加):ステークホルダーの定義を追加。
154-b		△ JICA (追加):情報公開:国民主権の理念にのっとり、行政文書・法人文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関・独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府・独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること。
154-c		△ JICA (追加):情報提供:JICA保有情報を内部規程に基づいて任意に国民の利用に供すること。
154-d		△ JICA (追加):公表:JICA保有情報を内部規程で義務づけるところにより、国民の利用に供すること。
154-e		△ JICA (追加):開示請求:何人も独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に規定された手続きに則り、JICAの保有する法人文書の開示を求めることが出来ること。
154-f		△ JICA (追加):異議申立:違法又は不当な処分その他公権力の行使にあたる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立の道をひらくことによって、簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図ると共に、行政の適正な運営を確保すること。
	5. 環境社会配慮の対象範囲(検討する影響のスコープ)	
155	・ (案1)環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の建興と安全への影響及び自然環境への影響(越境の又は地球規模の環境影響を含む。)並びに非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、貧困層、地域経済(土地利用、雇用、ソーシャルキャピタル)、生計(土地、現行の生計手段、財産の所有形態、現金経済に限らず、自給自足的な subsistence economy から現金経済に移行する場合を含む)、人口動態(異なる民族グループの移入、住民移転と新住民の移入)、文化(伝統、宗教、言語)、既存の社会インフラ(既存の道路、エネルギー源、水供給)、公平性(土地分配、貧富の差)、HIV/AIDS などの感染症等の社会影響を含む。	◎ **松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (修正):社会影響について以下のように整理する。「・・・並びに以下に列挙するような事項への社会影響を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機構等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症」 ◎ **山崎委員(農水省)**

		（削除） ◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）：基本的に、（案1）を生かすが、「地域経済」以降の記述部分については、括弧内の記述を削除した方が概念の範囲を束縛しないと考える。 □　**三原氏(エムアンドワイコンサルタント)** （修正）：「調査・検討すべき影響」の中に、「エネルギー」を追加。 △　**JICA** （修正）：「環境社会配慮に関して＜中略＞貧困層（雇用、生計、財産、健康や教育等のサービス、その他資源へのアクセスとコントロール）、文化（宗教、伝統、価値観）、地域社会（土地利用、人口動態、既存の社会インフラ、ソーシャル・キャピタル）HIV/AIDS などの感染症等に対する負の社会影響を含む。」 パラの最後に「調査・検討にあたっては、影響の大きい項目に絞り込む。」を追加。
156	・　（案2）環境社会に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、生態系および生物相などを通じた、人間の健康と安全への影響および自然環境への諸影響（越境または地球規模の環境影響を含む）がある。ならびに、プロジェクト影響範囲内の地域社会あるいは共同体の結合力に対する負の圧力、地域内貧富格差拡大、地域住民の生活権と生産手段へのアクセス権の侵害、非自発的住民移転、さらに先住民族、文化遺産、景観、HIV／AIDSなど感染症、ジェンダー、子供の権利等への負の社会影響を含む。	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）：基本的に案2を支持。ただし、「地域社会あるいは共同体の結合力に対する負の圧力」は分かりにくいので、「地域コミュニティーに対する影響」くらいか？ ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：案2を採用する。ただし、以下の修文が必要。 ・「生活権」を「地域住民の生活、生産手段へのアクセスへの影響」へ修文。 ・子供の権利は、全体の“頭出し”としては唐突。これは案件の妥当性として検討されるものであることから、削除。 ・「プロジェクトのライフサイクルに渡る影響」は、現状でその検討は難しいことから、削除。 ◎　**山﨑委員（農水省）** （修正）：「（案2）」を削除 □　**三原氏(エムアンドワイコンサルタント)**

		(修正):「調査・検討すべき影響」の中に、「エネルギー」を追加。
156-a		◎ **澤井委員(JBIC)** (追加):各項目はスコーピングの段階で調査、検討内容のメリハリをできる限り明確にすることが肝要であり、その点・を追加しては如何。例えば「・調査、検討に当たっては、影響の程度により対象項目にメリハリをつけた取り組みが肝要である。」
157	・ 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響は、対象プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが必要である。	
	Ⅱ. 基本的手続き	
	1. 協力事業の対象プロジェクトに環境社会配慮上求められる重要な事項等	△ JICA (修正):「協力事業に環境社会配慮上求められる重要な事項等」
	(1) 協力事業の対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	△ JICA (修正):「協力事業に求められる環境社会配慮」
158	「相手国政府が JICA の協力事業で行われる環境社会配慮に適切に準備、対応できるよう、JICA が協力を行う条件として、被援助国が対象プロジェクトについて行うことが求められる環境社会配慮の内容を示すことが重要である。以下の JBIC 環境社会配慮ガイドラインの記載を参考として作成した必要な事項案を示す。」	
159	・ JICA は、協力事業の採択の可否や、協力事業における環境社会配慮の作業を行うに際して、相手国政府において、対象プロジェクトについての環境社会配慮が適切に行われることを確認するとともに、これが確保されるよう相手国政府に支援を行う。	◎ **山崎委員(農水省)** (修正): JICA は、外務省の求めにより協力事業の採択の可否を検討する際や、協力事業における環境社会配慮の作業を行うに際して、相手国政府において、対象プロジェクトについての環境社会配慮が適切に行われることを確認するとともに、これが確保されるよう相手国政府に支援を行う。
160	・ 相手国政府に対して、別紙1に示す取組が求められる。	△ JICA (修正):「相手国政府に対して、別紙1に示す取組を求める。」
	(2) 現地環境影響評価報告書の情報公開	
161	・ 現地環境影響評価報告書において作成される各種報告書(以下「現地環境影響評価報告書」という。)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):「現地環境影響評価報告書において作成される・・・・・」→「現地環境影響評価において作成される・・・・・」 現地環境影響評価報告書の情報公開 「現地環境影響評価報告書において作成される各種報告書

		(以下「現地環境影響評価報告書」という。)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。」を削除 ◎　**山﨑委員(農水省)** (修正):　現地環境影響評価~~報告書~~において作成される各種報告書(以下「現地環境影響評価報告書」という。)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれてい~~なければならない~~ることが要求される。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成され~~ねばならない~~ることが要求される。 ◎　**村山委員(早稲田大学)** (修正):「現地環境影響評価報告書」→「現地環境影響評価」 △　JICA (修正):別紙1に移動させる。また、文言で「現地環境影響評価報告書」の作成、情報公開は「事業実施主体」であること示す主語を挿入する。
162	・ 現地環境影響評価報告書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。	△　JICA (修正):別紙1に移動させる。また、文言で「現地環境影響評価報告書」の作成、情報公開は「事業実施主体」であること示す主語を挿入する。
	2. 環境社会配慮支援・確認の基本的枠組み	
	(1) 環境社会配慮の責任主体	
163	・ 対象プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府であり、JICA は本ガイドラインにそって相手国政府が行う環境社会配慮を支援する。	◎　**田中委員(環境省)** (修正):「対象プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府であり、JICAは本ガイドラインに沿~~そ~~って相手国政府が行う環境社会配慮を支援する。」 ◎　**石田委員(JACSES)** (修正):「、、、JICAは本ガイドラインにそって相手国政府が行う環境社会配慮を支援・確認する。」
	(2) JICA による環境社会配慮支援・確認	

164	・　JICA は、対象プロジェクトのプロジェクトサイクルの各段階で当該協力事業が関与する範囲において環境社会配慮支援・確認のために以下を実施する。	△　**JICA** (修正):「JICA は協力を行う各段階において、協力事業の性質に応じて環境社会配慮支援・確認を以下のとおり行う。」
165	(a)　協力事業の要請がなされた際に、必要に応じ現地調査を行い、要請プロジェクトにおける環境社会配慮の状況についての評価を行うとともに、カテゴリ分類を行うこと(スクリーニング)	◎　**山﨑委員(農水省)** (修正):協力事業の要請がなされた際に、外務省の求めに応じて~~必要に応じ~~現地調査を行い、要請プロジェクトにおける環境社会配慮の状況についての評価を行うとともに、カテゴリ分類を行うこと(スクリーニング) △　**JICA** (修正):(a)対象プロジェクトに対する協力事業が要請された際に、対象プロジェクトにおける環境社会配慮の内容を確認しカテゴリ分類を行う。
166	(b)　プロジェクトサイクルの準備段階(例えば、開発調査にあってはその事前調査)において、対象プロジェクトのカテゴリ分類を必要に応じて見直すこと(スクリーニング)	◎　**村山委員(早稲田大学)** (修正):文末の「(スクリーニング)」→「(再スクリーニング)」またはこの表記を削除。 △　**JICA** (修正):(b)協力事業として対象プロジェクトの計画を策定する際(例えば開発調査の事前調査や本格調査)に、カテゴリ分類を必要に応じて見直すとともに、カテゴリAの場合は、主要な段階でステークホルダーの参加を得てスコーピングを行う。カテゴリAとBについては、環境社会配慮調査報告書を作成する。
167	(c)　プロジェクトサイクルの準備段階(例えば、開発調査にあってはその事前調査及び本格調査)において、環境社会配慮に関して調査・検討すべき項目及び調査等の手法を、ステークホルダーへの情報提供を行った上で協議し、その結果を反映させるプロセスを経て、選定すること(スコーピング)	△　**JICA** (修正):(c)協力事業として対象プロジェクトを実施する際(例えば技術協力プロジェクトの実施)に、カテゴリAとBについては、モニタリングを行う。
168	(d)　プロジェクトサイクルの準備段階(例えば、開発調査にあってはその本格調査)において、実施すべき環境社会配慮を、環境社会配慮調査報告書のプロセスを経て、提示すること	◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):「準備段階において・・・すること」→「準備段階において、環境社会配慮を実施すること」に修文 △　**JICA** (修正):(d)対象プロジェクトへの協力事業終了後、プロジェクトの性質に応じてフォローアップを行う。
169	(e)　プロジェクトサイクルの実施・監督段階において、モニタリングを行うこと	△　**JICA** (削除)

170	(f)　プロジェクトサイクルの評価段階において、フォローアップを行うこと	△　**JICA** (削除)
171	・ JICA は、対象プロジェクトが本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たすよう相手国政府に対して以下の支援を行う。	◎　**山﨑委員(農水省)** (修正):JICA は、対象プロジェクトが本ガイドラインが示す環境社会配慮が不十分な場合、~~上の要件を満たすよう~~相手国政府に対して以下の支援を行う。
172	○相手国と共同して、スクリーニング、スコーピング及び環境社会配慮調査を行い、対象プロジェクトにおける適切な環境社会配慮を提示する(環境社会配慮調査報告書)。	
173	○スクリーニング、スコーピング及び環境社会配慮調査の共同作業を通じて、相手国に対し、適切な環境社会配慮のための技術移転を行う。	
174	○相手国政府の別途の要請に応じ、当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術援助を行う。	◎　**山﨑委員(農水省)** (修正):相手国政府の別途の要請~~に応じ~~が採択された際には、当該国の~~手続制度に基づく~~環境影響評価配慮の実施に当たって、連携をとった技術援助を行う。
	(3) カテゴリ分類	
175	JICA は、協力事業の実施に際して、対象プロジェクトを、その概要、規模、立地、環境・社会的影響の程度、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように 3 段階のカテゴリ分類を行う。本ガイドラインにおいて「スクリーニング」とは、対象プロジェクトのカテゴリ分類に基づき、協力事業における環境社会配慮の支援の範囲を決めるための作業をいう。	◎　**澤井委員(JBIC)** (修正):「環境・社会的影響の程度」を削除。 ◎　**山﨑委員(農水省)** (修正):JICA は、協力事業の実施に際して、対象プロジェクトを、その概要、規模、立地、環境・社会的影響の程度、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように 3 段階のカテゴリ分類を行う。本ガイドラインにおいて「スクリーニング」とは、対象プロジェクトの事業特性と地域特性~~カテゴリ分類~~に基づき、協力事業における環境社会配慮の~~あり方~~と支援内容~~の範囲~~を分類するカテゴリを決めるための作業をいう。 ◎　**村山委員(早稲田大学)** (修正):「・・・当該国の環境影響評価制度の内容・・・」 →この部分は削除してよいのではないか。カテゴリ分類は、相手国の制度の如何によらず、プロジェクトの特性に加えて、環境や社会的状況に応じて決定すべきと考える。 「・・・本ガイドラインにおいて「スクリーニング」とは、・・・」 →「・・・本ガイドラインにおいて「スコーピング」とは、・・・」

176	カテゴリA：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積もりが困難であるような場合もカテゴリAに分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙2に示す。	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）：「さらに、相手国政府等が定めた・・・・・・カテゴリAに分類される。」を削除。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：「見積もり」→「予測」へ修文 ◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）：2文目に「影響範囲が大きかったり、影響が非可逆的である場合」を追加。 ◎　**櫻井委員（経産省）** （修正）：「さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等が存在する場合で、それらの実効性等を考慮のうえ必要と判断される場合には、それらに基づき環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される。」 「カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすい…プロジェクトが含まれうる。」
177	カテゴリB：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、非可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。	◎　**山﨑委員（農水省）** （修正）：カテゴリB：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、非可逆的影響は少なく、~~通常の方策で~~環境社会配慮に係る特別な方策を講じなくとも対応できると考えられるプロジェクト。
178	カテゴリC：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：「カテゴリ C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるプロジェクト」 ◎　**山﨑委員（農水省）** （修正）：カテゴリC：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト。無償資金協力の金額が10百万SDR相当円以下のプロジェクトは原則として、カテゴリ C に分類される。但し、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当するものは除く。
179	・スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じて機動的にカテゴリ分類を変更するものとする。	

180	・マスター・プラン作成の場合のように、対象プロジェクトが複数のサブプロジェクトで構成される場合は、当該サブプロジェクトの総体（複合的、累積的影響）に対しスクリーニングを行う。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。協力事業の進捗に伴い対象プロジェクトが絞り込まれた以降は、適宜カテゴリ分類を見直すものとする。	◎　**澤井委員（JBIC）** （削除） ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:「マスター・プラン作成調査のように、協力事業の初期段階では、対象プロジェクトが明確でない場合が多い。この場合は、対象プロジェクトを想定してカテゴリ分類を行い、協力事業における環境社会配慮に支援の範囲を決定する。ただし、協力事業の進捗に伴い対象プロジェクトが明確になる過程で、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。なお対象プロジェクトが複数のサブプロジェクトで構成される場合は、当該サブプロジェクトの総体に対しカテゴリ分類を行うこととし、複数の代替案が想定される場合には、最も重大な環境社会影響の可能性を有する代替案に基づいてカテゴリ分類を行うものとする。」 △　**JICA** （修正）:「マスター・プラン作成の場合は、環境社会配慮の検討の幅が広いためカテゴリ分類は行わないが、全ての対象プロジェクトにおいて環境社会面の影響を最小化するように検討を行う。」
	(4) 環境社会配慮確認の基準	
181	・JICA は、対象プロジェクトが本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）:「対象プロジェクト」ではなく「協力事業」であろう。
	（JBIC ガイドラインを参照し整理）	
182	○相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかを確認する。	◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）:「・・・政府等が決めた環境に関する法令や・・・」→「・・・政府等が決めた環境や地域社会に関する法令や・・・」 「・・・また、環境に関する政策や・・・」→「・・・また、環境や地域社会に関する政策や・・・」 ◎　**櫻井委員（経産省）** （提案）:「相手国及び当該地方の政府等」とあるが、「等」の意味を明らかにされたい。

183	○さらに、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等基準やグッドプラクティス等を参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）及びプロジェクト実施主体者に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認する。なお、環境社会配慮確認においては、JICA は対象プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。	◎　**山崎委員（農水省）** （修正）：さらに、環境社会配慮等に関し、我が国、国際機関、地域機関、~~日本~~我が国以外等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等基準やグッドプラクティス等を参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）及びプロジェクト実施主体者に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認する。なお、環境社会配慮確認においては、JICA は対象プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。 ◎　**櫻井委員（経産省）** （修正）：「さらに、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する適当な法令や基準等が存在しない場合は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等基準やグッドプラクティス等を参照する。」 △　**JICA** （修正）：「なお、環境社会配慮確認においては、JICA は対象プロジェクトを～重要であることに留意する。」を削除
184	○参照すべき国際基準・条約・宣言等の現時点における代表例を別紙3に示す。	◎　**澤井委員（JBIC）** （削除）：別紙3を添付するのは不適当。 △　**JICA** （修正）：提言（案）3.4「配慮すべき視点」に移動。
184-a		◎　**田中委員（環境省）** （追加）：「なお、事前調査の期間の都合から環境社会についての調査は文献調査、専門家への聞き取り調査に限られる場合があるため、多くの不確実性があることに留意する必要がある。また、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行わなければならないことにも留意すべきである。」

185	○なお、各国際条約で将来の保護対象となりそうな場所などについては、以下のような国際自然保護 NGO がシャドーリスト(次点の候補地をリスト化)を作成している場合があるので、これらも十分に活用して案件の検討を行う。 1) WWF(世界野生生物基金) 2) IUCN(国際自然保護連合) 3) Conservation International(CI) 4) BirdLife International(BLI) 5) Wetlands International(WI)	◎ **澤井委員(JBIC)** (削除) ◎ **田中委員(環境省)** (削除):「なお、」を削除し、別紙3の表の下の注意書きの下に移動させる。 ◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):「シャドーリスト」は、P28 における影響を受けやすい地域に移動。 ◎ **山田委員(外務省無償資金協力課)** (修正):(原案)「・・・以下のような・・・」 (修正案)「・・・別紙3に示す・・・」 と修正するとともに、1)～5)の例示を別紙3に記載する。 □ **神田氏(ODA 改革ネットワーク関西)** (提案):シャドーリストを作成している5つの NGO について、十全なチェックがなされているのか懸念を覚える。というのは、NGO のシャドーリスト作成の過程で、地域住民との関係がどうであったのか、とりわけ先住民の権利を束縛するような恐れはないのかについて、きちんと検証される必要があると考える。具体名を記さずに、また、シャドーリストとも記さずに、国際 NGO から出されている提案や計画も参照にするという程度に留めるべきかと思う。 △ **JICA** (修正):提言(案)3.4「配慮すべき視点」に移動。
	(5) 環境社会配慮に当たり勘案すべき事項	
	① 社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映	
186	・ 相手国政府における住民の意味ある参加を保障する諸条件(自由な情報交換や公開の討議を可能とする社会的・政治的な条件など)、環境社会影響の救済、補償のため必要な諸制度を考慮した上で、環境社会配慮が確保されるよう協力事業において適切な配慮を行う。この際、特に紛争国・紛争地域や軍事政権下における協力事業については、社会的・政治的状況を考慮に入れた調査等の実施に特別の配慮を行う。	◎ **山田委員(外務省無償資金協力課)** (修正):(原案)「特に紛争国・紛争地域や軍事政権下における・・・」 (修正案)「特に紛争国・紛争地域等における・・・」 ◎ **川村委員(APEC モニター NGO ネットワーク)** (修正):相手国政府における住民の意味ある参加を保障する諸条件(自由な情報交換や公開の討議を可能とする社会的・政治的な条件など)、環境社会影響の救済、補償のため

		必要な諸制度を考慮した上で、環境社会配慮が確保されるよう協力事業において適切な配慮を行う。この際、特に紛争国・紛争地域など住民の基本的自由が深刻な制限を受けている地域における協力事業については、社会的・政治的状況を考慮に入れた調査等、環境社会配慮の実施に特別の配慮を行う。 △　JICA (修正):「特に紛争国・紛争地域や軍事政権下における協力事業については、」→「特に紛争国・紛争地域等における協力事業については、」
	② 国際人権法等の尊重・遵守	◎　**山田委員(外務省無償資金協力課)** (修正):「・遵守」を削除。 △　JICA (修正):「人権等に関する国際条約等の尊重」
187	・JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重、遵守する。この際、女性、先住民族、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。	◎　**山田委員(外務省無償資金協力課)** (修正):(原案)「･･･尊重、遵守する。」 (修正案)「･･･尊重する。」 △　JICA (修正):「国際的に確立した人権基準を尊重、遵守する。」→「国際的な人権基準を途上国が尊重しているかについて特に配慮する」
	③自然環境調査の「不確実性」及び「予防原則」の適用	◎　**澤井委員(JBIC)** (提案):具体的な指針とはなりにくいものなので、提言案としてその原則を記載することがよいと考える。 ◎　**村山委員(早稲田大学)** (提案):不確実性や予防原則の必要性は、自然環境に限らず、環境リスクや広く環境影響の予測に該当する。そのため、この部分は、環境社会配慮全般に関わる問題として捉えるべき。ただし、具体的な適用方法については、様々な議論があるため、考え方を示し考慮する程度にとどめざるを得ないと思われる。 　そのため、タイトルとしては、「影響の不確実性及び予防原則の考慮」程度ではないか。

187-a		◎　村山委員 (追加):「環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られることなどの理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う。そのため、近年影響の規模や不確実性等が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な取組手法に即した環境社会配慮を適用する必要がある。」
188	・事前調査の期間の都合から自然環境についての「調査」は文献調査、専門家への聞き取り調査に限られることが多いことから、不確実性の大きい自然環境の問題については、影響回避のために生物多様性条約でも述べられているように、「予防原則 precautionary principle」を適用すべきである。	◎　田中委員(環境省) (削除):以下のように修文したうえで、「(4)環境社会配慮確認の基準」の3つめの「○参照すべき国際基準・条約・宣言等の現時点における代表例を別紙3に示す。」の後に移動する。 ・「なお、事前調査の期間の都合から~~自然~~環境社会についての~~「~~調査~~」~~は文献調査、専門家への聞き取り調査に限られる場合があるため~~ことが多いことから~~、多くの不確実性~~の大きい~~があることに留意する必要がある。~~自然環境の問題については、~~また、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行わなければならないことにも留意す~~影響回避のために生物多様性条約でも述べられているように、「予防原則precautionary principle」を適用す~~べきである。」 △　JICA (修正):全文を提言案の3.4の「配慮すべき視点」に移動させる。
	(6) アドバイザリー・グループの設置	◎　原科共同議長(東京工業大学) (修正):審査諮問機関の設置 ◎　川村委員(APEC モニター NGO ネットワーク) (修正):II-2(6)意思決定における透明性の確保と専門性の向上
189	「アドバイザリー・グループは、審査諮問機関ではなく、アドバイスを求めるための機関との理解」	◎　原科共同議長(東京工業大学) (修正):「環境社会審査室の審査を助けるために、審査諮問機関を設置する。これは都道府県における環境影響評価審査会のような第三者的な機関として設ける。」 ◎　川村委員(APEC モニター NGO ネットワーク)

		(修正):「JICA は、環境社会配慮の確認について専門性を高め、意思決定過程の透明性を高めるための組織体制を改革を行うべきである。具体的には、次のような方法が考えられる」
190	・ JICA は、対象プロジェクト及び協力事業における環境社会配慮の確認に関し、外部有識者(学者、NGO、企業等)からなるアドバイザリー・グループを設置し、環境社会配慮に関し必要な意見を聞く。なお、個別プロジェクトの特性等を勘案し必要に応じて委員を追加することとする。	◎ **原科共同議長(東京工業大学)** (修正):「アドバイザリー・グループを設置し」→「審査諮問機関に」 ◎ **松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (修正):「JICA は対象プロジェクト及び協力事業における環境社会配慮の確認と支援に関し、外部有識者(学者、NGO、企業等)からなるアドバイザリー・グループを常設する。アドバイザリー・グループはカテゴリA及びB案件における JICA の審査諮問機関として位置付け、要請段階から関与する。支援の是非についての答申のほか、個々の協力事業における環境社会配慮面でのアドバイスを行う。また事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時に委員を追加することとする。」 △ **JICA** (修正):「協力事業における環境社会配慮の確認に関し、」→「協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関し」 (学者、NGO、企業等)→(学者、NGO~~、企業~~等)
191	・ アドバイザリー・グループにおける議論の経緯及び検討の結果は公開される。	◎ **原科共同議長(東京工業大学)** (修正):「審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。」 □ **馬谷氏(自治労大阪府職員労働組合)** (修正):「・アドバイザリーグループにおける議論の経緯及び検討の結果は公開される。」を「・アドバイザリーグループの会議は原則として公開される。非公開の場合を含め、議論の経緯及び検討の結果は速やかに公開される。」に改める。
192	・ アドバイザリー・グループと既存の作業監理委員会との役割分担を明確にする必要がある。	◎ **原科共同議長(東京工業大学)** (修正):既存の作業監理委員会は廃止し、これが果たしてきた機能も審査諮問機関が果たす。 ◎ **松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (修正):「なお、現在作業管理委員会が果たしている技術的なアドバイスについてもこのアドバイザリー・グループの枠組みの中で実施するか同等の透明性を確保した上で実施す

		る。」 ◎　川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク） （修正）；対象プロジェクトについての他の JICA の諮問的な機関が環境社会配慮に関わる判断を行う場合、その議論の経緯及び検討の結果は公表される。 △　JICA （修正）：「JICA は、アドバイザリー・グループの意見を踏まえて、環境社会配慮への支援と確認を行う。」
	(7) JICA の環境社会配慮支援・確認に係る情報公開、ステークホルダーの参加	
	① 基本的考え方	
193	・ 対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は、相手国政府が、対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報提供を実施することを支援する。	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）：「対象プロジェクトの・・・・（中略）・・・・JICAは、相手国政府が、対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報を適切な方法で公開することを支援する。」 △　JICA （修正）：「・・・・JICAは、相手国政府が、対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報提供を実施することを支援する。」 →「・・・・JICAは、相手国政府が、当該国の法に則り対象プロジェクトの環境社会配慮に係る情報提供を実施することを支援する。」
194	・ JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の各段階で本ガイドラインに則って対象プロジェクトの特性に応じた適切な方法で自ら情報公開する。	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）：「JICAは、環境社会配慮に関し重要な情報を本ガイドラインに則って、対象プロジェクトの・・・・・・・。」 ◎　**山﨑委員（農水省）** （修正）：JICAは、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の各段階で本ガイドラインに則って対象プロジェクトの特性に応じた適切な方法で自ら我が国において情報公開する。 △　JICA （修正）：「協力事業の各段階」→「協力事業の主要な段階」 「・・・・対象プロジェクトの特性に応じた適切な方法で自ら情報公開する。」→「対象プロジェクトの特性に応じた適切な方法で自ら公表する。」

195	・ JICA は、協力事業の初期段階において、上記情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。	◎ **澤井委員（JBIC）** （修正）:「JICAは、協力事業の初期の段階において、上記情報公開が適切に行われる枠組みににについて、相手国政府と協議し合意することが望ましい。」 △ **JICA** （修正）:「JICAは、協力事業の初期段階において、上記情報公開が確実に･･･」→「JICAは、協力事業の初期段階において、上記の公表が確実に･･･」
196	・ 公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する関係の情報を含む。	◎ **澤井委員（JBIC）** （削除） △ **JICA** （修正）:「公開すべき環境社会配慮に関する情報には、」→「情報公開すべき環境社会配慮に関する情報には、」
197	・ JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。	◎ **澤井委員（JBIC）** （削除） △ **JICA** （修正）:「JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し････」→「JICA は、公表を行う情報のほか、第三者に対し････」
198	・ JICA は、協力事業のプロセスにおけるものを含め対象プロジェクトに係る環境社会配慮に関する情報が現地のステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国政府に対して技術協力等を積極的に行う。	△ **JICA** （修正）:「･････現地のステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国政府に対して･････」→「･････現地のステークホルダーに対して情報提供されるよう、相手国政府に対して･････」
	② 情報公開の時期と方法	
199	・ 情報公開は、ステークホルダーとの協議を行う場合において、事前に十分な時間的余裕を持って行う。	△ **JICA** （修正）:（200 を挿入し、以下のように修正）JICA は、情報公開を原則としてウェブサイト上で日本語及び英語により行う。関連報告書類については、JICA 本部（または図書館）、現地事務所等において閲覧に供する。
200	・ JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、JICA 本部、現地事務所等において閲覧に供する。	△ **JICA** （修正）:199 を挿入（199 と 200 の入れ替え）
201	・ JICA は、ウェブサイト上での公開に合わせて、現地において、地域の人々が理解できる言語と様式による資料を作成し、積極的に情報提供を行う。	◎ **山﨑委員（農水省）** （修正）:JICA は、ウェブサイト上での公開に合わせて、現地において、地域の人々が理解できる言語と様式による資料を作成し、~~積極的に~~可能な範囲で情報提供~~を行う。~~に努め

		る。
	③ ステークホルダーとの協議	◎ **櫻井委員（経産省）** （提案）：ステークホルダーの定義を明確化・統一されたい。
202	・ JICA は、協力事業の各段階において、現地のステークホルダーとの協議を行う。	◎ **澤井委員（JBIC）** （修正）：「相手国は、協力事業の適切な段階において、現地のステークホルダーとの協議を行うこととし、JICAはそれを支援する。」 ◎ **村山委員（早稲田大学）** （修正）：以下の文案を追加。「ここで各段階とは、開発調査の場合、事前調査、s/w署名、本格調査であり、無償資金協力の場合、予備調査、基本設計調査をいう。」 ◎ **櫻井委員（経産省）** （削除） △ JICA （修正）：「協力事業の各段階」→「協力事業の主要な段階」「・・・現地のステークホルダーとの協議を行う。」→「・・・現地のステークホルダーとの協議を行い、その結果を協力事業に反映させる。」
203	・ ステークホルダーとの協議は、事業対象地に居住する住民（不法居住者を含む：用語要検討。例えば正規登録していない住民）、対象プロジェクトに対して意見を有する国際及び国内のNGO、研究者、関連する政府機関（中央及び地方機関）等合理的な範囲内でできるだけ広い者を対象として行う。	◎ **澤井委員（JBIC）** （修正）：「ステークホルダーとの協議は、協力事業の影響を受ける地域住民、現地NGO、学識経験者、関連する政府機関（中央及び地方機関）等、幅広く合理的な範囲内で行うことが望まれる。」 ◎ **山﨑委員（農水省）** （修正）： ステークホルダーとの協議は、事業対象地に居住する住民（不法居住者を含む：用語要検討。例えば正規登録していない住民）、対象プロジェクトに対して知見若しくは意見を有する国際及び国内のNGO、研究者、関連する政府機関（中央及び地方機関）等から合理的な範囲内でできる~~だけ~~かぎり幅広い者を対象として行う。

204	・　JICAは、カテゴリAについては、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討が可能な早い段階からステークホルダーとの協議を行う。この場合、少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時（対象プロジェクトのインテリムレポート作成時）及び JICA 環境社会配慮報告書案作成時の各段階において協議を行う。	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）:「カテゴリAについては、・・・・・・。この場合、少なくともスコーピング時及び環境社会報告書案作成時には協議を行うこととする。また、必要に応じて、環境社会配慮の概要検討時（インテリムレポート作成時）にも行うことが望ましい。」 ◎　**松本郁委員（FoE・Japan）** （修正）:「JICA 環境社会配慮報告書案作成時を含む継続的な協議を行なう」に修正する。 △　**JICA** （修正）:「この場合、少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時（対象プロジェクトのインテリムレポート作成時）及び JICA 環境社会配慮報告書案作成時の各段階において協議を行う。」→「この場合、少なくともスコーピング時及び JICA 環境社会配慮報告書案作成時の各段階において協議を行う。」
204-a		◎　**松本郁委員（FoE・Japan）** （追加）:「・協議の内容については、協力事業や対象プロジェクト全体についてのニーズや問題の把握について検討したり、代替案について検討したりすることも広く含める。」
205	・　JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、ステークホルダーとの協議を行う。	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）:「カテゴリBについても、必要に応じ、ステークホルダーとの協議を行う。」
206	・　JICA は、協議を行った場合、協議記録を作成する。	◎　**澤井委員（JBIC）** （修正）:「協議を行った場合は、協議記録を作成しなければならない。」
206-a		◎　**山﨑委員（農水省）** （追加）:対象事業が絞られない時点では知見をもった有識者等の少数の協議が望ましい。また対象事業が絞られてきた時点では事業対象地に居住する住民等の出来る限り様々な立場の方との協議が望ましい。
206-b		□　**藤本氏（アジア・太平洋人権情報センター）** （追加）:「ステークホルダーと協議を行う際、事前の広報の周知を図るとともに、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対する広報については、とりわけ留意して、可能な限り多くの参加を促し、互いに自由に説明や意見表明ができる状況の確保を図りながら、意味のある協議を行う。」
	④ 意見の聴取と反映	

207	・　JICA は、協力事業の各段階で、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を促進し、その結果を協力事業に反映させる。	◎　**山田委員（外務省無償資金協力課）** （修正）：（原案）「･･･関係機関、･･･促進し、･･･」 （修正案）「･･･関係機関、学識経験者、NGO、地域住民等からの情報提供を促進するとともに、必要に応じ、･･･」と修正。 △　**JICA** （削除） （修正）：「協力事業の各段階」→「協力事業の主要な段階」
208	・　JICA は、必要に応じ、関係機関、学識経験者、NGO、地域住民等の意見を求める。	◎　**山田委員（外務省無償資金協力課）** （削除） △　**JICA** （削除）
	(8) JICAの意思決定	
209	・　JICAは、対象プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、対象プロジェクトに関する環境社会配慮の観点から意見を決定し、外務省に具申する。この場合において、重大な環境社会影響が予想される際には、相手国政府において当該対象プロジェクトの環境影響評価が必ず実施されることを求める旨の提言を外務省に行うとともに、必要に応じ、個別事業の要請であっても代替案検討を含むより上位の調査に変更すること、事業への無償資金協力から開発調査に変更すること、影響住民との協議を十分行うこと、代替案の検討を十分に行うことなどを採択の条件とすべき旨を外務省に提言する。	◎　**山﨑委員（農水省）** （修正）：JICA は、外務省の求めにより採択の可否を関東する際に、対象プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて~~、要請検討時に~~確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、対象プロジェクトに関する環境社会配慮の観点から意見を決定し、外務省に具申する。この場合において、重大な環境社会影響が予想される際には、相手国政府において当該対象プロジェクトの環境影響評価が必ず実施されることを求める旨の提言を外務省に行うとともに、必要に応じ、個別事業の要請であっても代替案検討を含むより上位の調査に変更すること、~~事業への~~無償資金協力の要請を~~から~~改めて開発調査として要請~~に変更~~すること、影響住民との協議を十分行うこと、代替案の検討を十分に行うことなどを採択の条件とすべき旨を外務省に提言する。 □　**馬谷氏（自治労大阪府職員労働組合）** （修正）：該当部分の「外務省に具申する」は「外務省に具申するとともに速やかに公表する」に、「外務省に提言する」は「外務省に提言するとともに速やかに公表する」に、改めて欲しい。

		△　JICA (修正):「・・・意見を決定し、外務省に具申する。」→「・・・意見を決定し、外務省に提出する。協力事業の各段階においても、これらの事項を確認し、追加的な判断と必要な措置について外務省に意見を提出する。」 「この場合において、重大な環境社会影響が＜中略＞代替案の検討を十分に行うことなどを採択の条件とすべき旨を外務省に提言する。」→削除 「・・・・情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で・・・・」→「・・・・情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認した場合においては、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で・・・・」
210	・　JICAは、外務省からの実施指示後、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。	◎　**山﨑委員(農水省)** (提案):“実施指示”が各スキーム毎にどのような行為でなされるか不明であり、明確な表現とすることが必要である。
211	・　このような対応を行っても、対象プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合(例えば、開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにも関わらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する計画がない場合、開発事業による悪影響を受けやすい地域におけるカテゴリA案件の場合、JICAが求めた追加的な関連情報が提供されず事業支援の是非を判断できない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合)は、JICAは、協力事業の中止の提言を決定し、外務省に具申する。	◎　**澤井委員(JBIC)** (修正):括弧内を削除。 ◎　**山﨑委員(農水省)** (修正):このような対応を行っても、対象プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合(例えば、開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにも関わらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する計画がない場合、開発事業による悪影響を受けやすい地域におけるカテゴリA案件の場合、JICAが求めた追加的な関連情報が提供されず事業支援の是非を判断できない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合)は、JICAは、協力事業の中止~~の提言~~を意志決定し、外務省に具申する。 □　**馬谷氏(自治労大阪府職員労働組合)** (修正):「外務省に具申する」→「外務省に具申するとともに速やかに公表する」 △　JICA

		(修正):「環境社会配慮が適切に行われる見通しが無く、事業が環境・社会に望ましくない影響を与えると考えられる場合は、JICA は協力事業の中止を外務省に意見提出する。」
212	・ JICAは、環境社会配慮報告書が本ガイドラインを満たすことを確認した上で、これを決定し、外務省及び相手国政府に提出する。	◎ **澤井委員(JBIC)** (削除) △ **JICA** (修正):「JICAは、環境社会配慮報告書が本ガイドラインを満たすことを確認した上で、外務省及び相手国政府に提出する。」
	(9) ガイドラインの適切な実施及び遵守の確保	
213	JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICA はその一環として、別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。	
	(10) ガイドラインの適用及び見直し	
214	・ 本ガイドラインは平成 16 年 4 月 1 日より施行し、平成 16 年度に要請が行われる案件から適用する。	◎ **山崎委員(農水省)** (修正): 本ガイドライン~~は~~が平成 16 年 4 月 1 日~~より施行~~に制定するならば~~、~~、試行期間として最低 1 年間は必要であり、平成 16 年度に要請が行われる案件(平成 17 年度新規要請案件)から一部適用し、平成 17 年度に要請が行われる案件(平成 18 年度新規要請案件)から適用する。 ◎ **田中研委員(JICA 国際協力専門員)** (修正):「平成16年4月1日より施行し、平成16年度に要請が・・・」→ 「施工のスケジュールは準備を含む実務的な観点から平成17年4月1日より施行し、平成17年度に要請が・・・」 △ **JICA** (修正):「本ガイドラインは、平成 16 年 4 月 1 日から1年間を試行期間とし、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。」
215	・ 本ガイドラインの運用実態についての確認を行い、これに基づき、本ガイドライン施行後 5 年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。	

216	・　改定にあたっては、我が国政府、開発途上国政府、開発途上国の住民や NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を十分に聞いた上で、透明性とアカウンタビリティを確保したプロセスで改定を行う。	
216-a		◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （追加）:「協力事業実施の経験に基づいた環境社会配慮ガイドラインの運用上の課題や対応策（特に社会配慮やマスタープランに関連して）を調査研究し、本ガイドラインの見直しに反映させる。」
	Ⅲ. 環境社会配慮支援・確認の手続	◎　**澤井委員（JBIC）** （提案）:これ以降は、パブリックコメントを求めるには複雑で、混乱を招く恐れあり。パブリックコメントの対象からははずし、ガイドラインに従って、事務手続きを詳細にレビューする作業を別途行うことが実務的ではないか
	1. プロジェクトの要請確認段階（3スキーム共通）	
217	①　外務省に要請されたプロジェクトについて、JICA は、事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ第1回のスクリーニングとカテゴリ分類を行った上で、要請されたプロジェクトの採択に関する環境社会配慮の観点からの意見を意思決定し、外務省に具申する。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）:「第 1 回のスクリーニングとカテゴリ分類後、カテゴリ A 案件については、JICA は意思決定に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の 3 点をホームページ上で一定期間情報提供し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して意思決定に反映する」という一文を追加する。 ◎　**山崎委員（農水省）** （修正）:外務省~~に要請された~~の求めにより採択の可否を検討するプロジェクトについて、JICA は、事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ第1回のスクリーニング~~に~~によるカテゴリ分類を行った上で、要請されたプロジェクトの採択に関する環境社会配慮の観点からの意見を意思決定し、外務省に具申する。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:外務省に要請されたプロジェクトについて、JICA は、対象プロジェクト（マスタープランに係る開発調査の場合には想定される対象プロジェクト）の概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、プロジェクトの特性及び地域の特徴を踏まえ、第1回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請されたプロジェクトの採択に関する環境社会配慮の観点からの

		意見を意思決定し、外務省に具申する。
218	②　必要な情報が不足する場合は、在外公館又は JICA 事務所を通じて、相手国政府に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断する場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査を通じて環境社会に関する情報を収集するとともに、その調査結果報告書の情報公開を行う。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：必要な情報が不足する場合は、在外公館や JICA 事務所等を通じて、相手国政府に照会する。また、照会のみでは不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会に関する情報を収集するとともに、その調査報告書の公開を行う。 ◎　**松本郁委員（FoE・Japan）** （修正）：「…情報を収集するとともに、速やかにその調査報告書…」を追加する。 △　**JICA** （修正）：「・・・・環境社会に関する情報を収集するとともに、その調査結果報告書の情報公開を行う。」→「・・・・環境社会に関する情報を収集する。（とともに、以下は削除。）」
219	③　（情報公開）外務省が要請を採択し、JICA に実施の指示が来た段階で、JICA は、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を情報公開する。 ［また、カテゴリ A 及びカテゴリBに分類された対象プロジェクトについては、上記①で JICA が外務省に具申した意見（開発ニーズ、環境社会影響、調査及び事業の実施段階での政治・社会状況への配慮、住民参加と情報公開についての JICA の分析及び見解、要請案件への支援に対する JICA の見解及びその根拠を含む）について情報公開を行う。］	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）：［ ］を外す。 ◎　**山﨑委員（農水省）** （提案）：“実施の指示”が各スキーム毎にどのような行為でなされるか不明であり、明確な表現とすることが必要である。 ◎　**山田委員（外務省無償資金協力課）** （疑問）：［また、カテゴリ A・・・情報公開を行う。］と括弧書きにされているのは何か意味があるのか。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：（情報公開）外務省が要請を採択し、JICA に実施の指示が来た段階で、JICA は、協力事業の名称、対象国名、場所ないし対象地域、概要、カテゴリ分類及びその根拠を情報公開する。 ［また、カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類された対象プロジェクトについては、上記①で JICA が外務省に具申した意見（開発ニーズ、環境社会影響、調査及び事業の実施段階での政治・社会状況への配慮、住民参加と情報公開についての JICA の分析及び見解、要請案件への支援に対する JICA の見解及びその根拠を含む）について情報公開を行う。］

		◎　**松本郁委員（FoE・Japan）** （修正）:[ ]を外し、「…JICA の見解及びその根拠、また採択における条件など外務省への提言を含む」のように下線の部分を追加する。 □　**馬谷氏（自治労大阪府職員労働組合）** （修正）:ブラケットをはずして必ず残して欲しい。 △　**JICA** （修正）:「また、カテゴリ A 及びカテゴリ B＜中略＞について情報公開を行う」を削除
	2. 開発調査（マスタープラン作成）	
	2-1. 事前調査段階	
220	①　JICA は、協力事業の事前調査を行う。カテゴリA及びカテゴリBに分類された対象プロジェクトについては必ず、カテゴリCに分類された対象プロジェクトについては事業内容を踏まえ必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:JICA は、第 1 回目のスクリーニング結果等に基づき、事前調査を行う。カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類された対象プロジェクトに係る開発調査の事前調査に対しては必ず、カテゴリ C に対しては、対象プロジェクトの内容を踏まえ必要に応じて環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。 ◎　**松本郁委員（FoE・Japan）** （修正）:「調査団員を派遣し、現地踏査を行う」の下線部を追加する。 △　**JICA** （修正）:「カテゴリA及びカテゴリBに分類された対象プロジェクトについては必ず、カテゴリCに分類された対象プロジェクトについては事業内容を踏まえ必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。」→「必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。」
221	②　JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び上記1. ②で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、第2回のスクリーニングとカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。	◎　**山﨑委員（農水省）** （修正）:JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び上記1. ②で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、第2回のスクリーニング↓によるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。 ◎　**氏家委員（ECFA）**

		(修正):JICA は、事前調査において、要請書に記載のあった環境社会配慮に係る事項及び上記1. ②で収集した環境や社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府と協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、第 2 回目のスクリーニングによりカテゴリ分類を行い、必要に応じて分類を変更する。 △ JICA (修正):「収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、第2回のスクリーニングとカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。」を削除
222	③ JICA は、第1回のスコーピングを行う。(情報公開／参加) JICA は、カテゴリAに分類された対象プロジェクトについては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。	◎ **松本悟(メコン・ウォッチ)** (修正):「③カテゴリAに分類された対象プロジェクトについてJICAは、第1回のスコーピングに先立ち、現地踏査を行って多様なステークホルダーから情報・意見の聞き取りを行い、その結果をスコーピングに反映させる。」 (③は 16 頁(フィージビリティスタディ)の③と④に相当する。起草グループ会合では、マスタープランの方が第 1 回スコーピングでより丁寧に対応する必要があるという共通理解を持った。したがってこの③は 16 頁の③と④と同じにする。) ◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):JICA は、カテゴリ分類に基づき第1回目のスコーピングを行い、環境社会配慮を行うに際して調査・検討すべき項目及び調査手法について記載した TOR 案(素案)を作成する。(情報公開／参加)この際 JICA は、カテゴリ A に分類された対象プロジェクトに係る開発調査に対しては、ステークホルダーに必要な情報提供を行った上で協議を行い、その結果を TOR 案(素案)に反映させる。 ◎ **松本郁委員(FoE・Japan)** (修正):「…ステークホルダーに JICA 環境社会配慮調査の TOR のドラフトなど十分な情報提供を行った上で協議を行ない、その結果を S/W に反映させる」のように下線部を追加する。 △ JICA (修正):「(情報公開／参加)JICA は、カテゴリAに分類された対象プロジェクトについては、ステークホルダーに情報提

		供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。」→「(情報公開／参加)ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。」 JICA は、予備的なスコーピングを行う。(情報公開以下は削除)
222-a		◎　**松本悟(メコン・ウォッチ)** (追加):「④JICA は、第1回のスコーピングを行う。(情報公開／参加)JICA は、カテゴリAに分類された対象プロジェクトについては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。」
223	④　カテゴリ分類に従って、調査・検討すべき項目及び調査等の手法について記載した JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成する。	◎　**松本悟(メコン・ウォッチ)** (修正):④→⑤ ◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):JICA は、開発調査の Scope of Works(S/W)協議において、環境社会配慮の実施体制について、相手国政府が実施することを前提に協議を行う。協議の結果、開発調査の一環として JICA 環境社会配慮調査を実施する際には、相手国政府との作業分担、連携、調整の方法等を協議・確認し、S/W の一部として JICA 環境社会配慮調査の TOR 案を作成する。また、開発調査による JICA 環境社会配慮調査の結果が、相手国政府が対象プロジェクトを実施する際に適切に反映されることについての基本的な合意を得る。
224	⑤　JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府との作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。	◎　**松本悟(メコン・ウォッチ)** (修正):⑤→⑥ ◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):JICAは、当該開発調査における環境社会配慮が本ガイドラインを満たすことを確認し、JICA として意思決定する。
225	⑥　JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR 及び環境社会配慮の実施体制について相手国政府と協議を行い、協力事業の Scope of Work(S/W)案を作成する。また、協力事業による JICA 環境社会配慮調査の結果が相手国政府の作成する対象プロジェクトの計画に適切に反映されることについて基本的な合意を得る。	◎　**松本悟(メコン・ウォッチ)** (修正):⑥→⑦ ◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):「JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR 及び……」を TOR 案とする。 ◎　**氏家委員(ECFA)** (削除)

226	⑦　JICA は、当該対象プロジェクトに関する環境社会配慮について本ガイドラインを満たすことを確認し、JICA として意思決定する。協力を実施しないことが適当との決定がなされた場合には、JICA は協力事業の S/W に署名を行わず外務省に対して協力事業の中止を具申する。	◎　**松本悟（メコン・ウォッチ）** （修正）：⑦→⑧ ◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）
	2-2.　S/W 署名段階	
227	①　JICA は、実施内容について相手国政府と合意できた協力事業について、JICA 環境社会配慮調査の TOR や相手国政府及び JICA の実施する事項を定めた S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずにペンディングとして持ち帰る。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：JICA は、実施内容・体制について相手国政府と合意できた協力事業について、JICA 環境社会配慮調査の TOR 案を含む、相手国政府及び JICA の実施する事項を定めた協力事業の S/W に署名する。
227-a		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）：上記で合意できない場合には、署名を行わずに保留案件として持ち帰る。この際、JICA として協力を実施しないことが適当との意思決定をした場合には、外務省に対して協力事業の中止を具申する。
228	②　（情報公開）JICA は、署名後に、協力事業の S/W と環境社会配慮に関連する情報（事前調査報告書の関連部分を含む）を公開する。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）：「JICA は、署名後＜速やか＞に・・・」と「速やか」を追加する。
	2-3. 本格調査段階	
229	①　カテゴリA又はカテゴリBに分類された対象プロジェクトについては、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：JICA は、カテゴリ A 又はカテゴリ B に分類された対象プロジェクトに係る開発調査については、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 △　**JICA** （修正）：「カテゴリA又はカテゴリBに分類された対象プロジェクトについては、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。」→「TOR に従って環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。」
230	②　JICA は、2-1. ①の事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：JICA は、2-1. ①の事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。

231	③　第2回のスコーピングを行う。(情報公開／参加)カテゴリAに分類された対象プロジェクトについては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。	◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):第 2 回のスコーピングを行い、事前調査で作成・合意した JICA 環境社会配慮調査 TOR 案を必要に応じて改定し、最終 TOR を作成する。この際、カテゴリ A に分類された対象プロジェクトに係る開発調査については、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を最終 TOR に反映させる。最終 TOR は相手国政府と協議の上、その合意を得る。なお最終 TOR は、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとし、必要性や実施可能性を鑑み戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえることとする。 ◎　**松本郁委員(FoE・Japan)** (修正):「…ステークホルダーに JICA 環境社会配慮調査の TOR など十分な情報提供を行った上で協議を行ない、その結果を本格調査の JICA 環境社会配慮調査の TOR に反映する。協議の内容については、協力事業や対象プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める」のように下線部を追加する。 △　**JICA** (修正):「(情報公開／参加)カテゴリAに分類された対象プロジェクトについては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。」→「(情報公開／参加)ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。」
232	④　JICA は、第2回スコーピングの結果を踏まえて、影響項目、ノーアクションを含む代替案、調査方法、スケジュール等を内容とする JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。この際、戦略的環境アセスメントの考え方を十分に踏まえたものとする。	◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):JICA は、最終 TOR に従い、IEE レベル(類似プロジェクトによる事例を含む既存データなど比較的容易に入手可能な情報、現地踏査、必要に応じた簡易な現地調査に基づく調査レベルをいう。以下同じ。)で、対象プロジェクトが引き起こすと想定される環境影響の評価(環境面からの代替案の比較検討を含む)や、プロジェクト計画の策定において環境社会上配慮すべき事項の抽出を行う環境社会配慮調査を、相手国と共同で行う。同調査では、ノーアクションを含む対象プロジェクトの代替案の検討を含むものとし、調査結果は、調査の性質・進行過程に応じ、適宜、プログレス・レポート(PR/R)、インテリム・レポート(IT/R)、ドラフト・ファイナルレポート(DF/R)等に反映する。(情報公開／参加)環境社会配慮調査の各段階において、適宜ステークホルダーに情報

		提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。 ◎　**松本郁委員（FoE・Japan）** （修正）:「…スコーピングの結果を踏まえて、ニーズの把握、影響項目…」のように下線部を追加する。 △　**JICA** （修正）:「・・・JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。」→「・・・JICA 環境社会配慮調査の TOR を修正し、相手国政府と協議の上その合意を得る。」
233	⑤　JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR に従い、IEE レベル（類似プロジェクトによる事例を含む既存データなど比較的容易に入手可能な情報、現地踏査、必要に応じた簡易な現地調査に基づいて、対象プロジェクトが引き起こすと想定される環境影響を評価する調査レベルをいう。以下同じ。）の JICA 環境社会配慮調査を行う。ノーアクションを含んだ対象プロジェクトの代替案を検討し、調査結果を JICA 環境社会配慮調査報告書として取りまとめる。JICA 環境社会配慮調査報告書は、協力事業のインテリム・レポートに反映する。（情報公開／参加）JICA 環境社会配慮調査報告書作成時の段階において、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:「調査結果を ~~JICA 環境社会配慮調査報告書として取りまとめる。JICA 環境社会配慮調査報告書は、~~協力事業のインテリム・レポートに反映する。」とする。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:JICA は、環境社会配慮や経済性など相手国政府と総合的に検討して対象プロジェクトの最適案及び優先プロジェクトを選定する。（情報公開／参加）代替案の検討に際しては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。
234	⑥　（情報公開／参加）その後、協力事業のドラフトファイナルレポートを情報公開するとともに、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:「・・・ステークホルダーに情報提供を行った上で・・・」→「・・・相手国政府と協力してステークホルダーに情報提供を行った上で・・・」 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:JICA は、環境社会配慮調査結果を反映した DF/R を作成する。 △　**JICA** （修正）:「JICA は、JICA 環境社会配慮報告書を協力事業のドラフトファイナルレポートに反映させる。」
235	⑦　JICA は、協力事業のファイナルレポートを作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で、成果物として意思決定し、相手国政府及び外務省に提出する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:JICA は、DF/R を相手国政府に説明し、コメントを得る。（情報公開／参加）DF/R を情報公開するとともに、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させて、ファイナルレポート（F/R）を作成する。

		△　JICA （修正）:「相手国政府及び外務省に提出する。」→「相手国政府~~及び外務省~~に提出する。」
236	⑧　（情報公開）JICA は、協力事業のファイナルレポートを情報公開する。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）:「ファイナルレポートを＜完成後速やかに＞情報公開する」と「完成後速やかに」を追加する。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:JICA は、F/R を作成する際に、本ガイドラインを満たすことを確認した上で、成果物として意思決定し、相手国政府及び外務省に提出する。
236-a		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）:⑨（情報公開）JICA は、を情報公開する。
	3. 開発調査（フィージビリティー・スタディ）	
	3-1. 事前調査段階	
236-b		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）:原則、「2-1. 事前調査段階」と同様。但し、マスタープラン作成とフィージビリティー・スタディが継続して実施される場合、この段階はない。
237	①　JICA は、協力事業の事前調査を行う。カテゴリA及びカテゴリBに分類された対象プロジェクトについては必ず、カテゴリCに分類された対象プロジェクトについては事業内容を踏まえ必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:「・・・ステークホルダーに情報提供を行った上で・・・」→「・・・相手国政府と協力しステークホルダーに情報提供を行った上で・・・」 ◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）
238	②　JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び上記1. ②で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、第2回のスクリーニングとカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）
239	③　カテゴリAに分類された対象プロジェクトについて JICA は、第1回のスコーピングに先立ち、現地踏査を行って多様なステークホルダーから情報・意見の聞き取りを行い、その結果をスコーピングに反映させる。	◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）
240	④　JICA は、第1回のスコーピングを行う。（情報公開／参加）JICA は、カテゴリAに分類された対象プロジェクトについては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映さ	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:「・・・ステークホルダーに情報提供を行った上で・・・」→「・・・相手国政府と協力しステークホルダーに情報

	せる。	提供を行った上で・・・」 ◎　**氏家委員（ECFA）** （削除） ◎　**松本郁委員（FoE・Japan）** （修正）:「…ステークホルダーに JICA 環境社会配慮調査の TOR のドラフトなど十分な情報提供を行った上で協議を行ない、その結果を S/W に反映させる」のように下線部を追加する。 △　**JICA** （修正）:JICA は予備的スコーピングを行う。以下削除。
241	⑤ カテゴリ分類に従って、調査・検討すべき項目及び調査等の手法について記載した JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:JICA 環境社会配慮調査の TOR 案を作成する。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）
242	⑥ JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府との作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。	◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）
243	⑦ JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR 及び環境社会配慮の実施体制について相手国政府と協議を行い、協力事業の Scope of Work(S/W)案を作成する。また、協力事業による JICA 環境社会配慮調査の結果が相手国政府の作成する対象プロジェクトの計画に適切に反映されることについて基本的な合意を得る。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR 案及び…… ◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）
244	⑧　JICA は、当該対象プロジェクトに関する環境社会配慮について本ガイドラインを満たすことを確認し、JICA として意思決定する。協力を実施しないことが適当との決定がなされた場合には、JICA は協力事業の S/W に署名を行わず外務省に対して協力事業の中止を具申する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）
	3-2.　S/W 署名段階	
244-a		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）:原則、「2-2. S/W 署名段階」と同様。但し、マスタープラン作成とフィージビリティー・スタディが継続して実施される場合、この段階はない。

245	① JICAは、実施内容について相手国政府と合意できた協力事業について、JICA 環境社会配慮調査の TOR や相手国政府及び JICA の実施する事項を定めた S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずにペンディングとして持ち帰る。	◎ **氏家委員(ECFA)** (削除)
246	② (情報公開)JICA は、署名後に、協力事業の S/W と環境社会配慮に関連する情報(事前調査報告書の関連部分を含む)を公開する。	◎ **氏家委員(ECFA)** (削除)
	3-3. 本格調査段階	
246-a		◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):①～③は、原則、「2-3. 本格調査段階」と同様。但し、マスタープラン作成とフィージビリティー・スタディが継続して実施される場合、マスタープラン作成過程にてこの手続きが実施される。
	3-3-1. カテゴリAに分類されたプロジェクト	
246-b		◎ **松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (追加):「環境社会配慮に必要な調査団員を必ず派遣する。」
247	① JICA は、第2回のスコーピングを行う。(情報公開／参加) 第2回スコーピングに当たっては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。	◎ **氏家委員(ECFA)** (削除) ◎ **松本郁委員(FoE・Japan)** (修正):「…ステークホルダーに JICA 環境社会配慮調査の TOR など十分な情報提供を行った上で協議を行ない、その結果を本格調査の JICA 環境社会配慮調査の TOR に反映する。協議の内容については、協力事業や対象プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める」のように下線部を追加する。
248	② JICA は、第2回スコーピングの結果を踏まえて、影響項目、ノーアクションを含む代替案、調査方法、スケジュール等を内容とする JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。	◎ **氏家委員(ECFA)** (削除) ◎ **松本郁委員(FoE・Japan)** (修正):「…スコーピングの結果を踏まえて、ニーズの把握、影響項目…」のように下線部を追加する。 △ **JICA** (修正):「・・・JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。」→「・・・JICA 環境社会配慮調査の TOR を修正し、相手国政府と協議の上その

		合意を得る。」
249	③　JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR に従い EIA ﾚﾍﾞﾙ（社会影響、汚染（公害）、自然環境への影響など環境に及ぼす影響の調査、予測および評価を行い、環境影響を回避・軽減するための対策、環境モニタリング計画等の検討を行うもので、より詳細な現地調査等に基づく対象プロジェクトが及ぼす環境影響の詳細な予測・評価、環境影響の予測・評価結果に基づく具体的な環境影響の緩和策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）の検討、具体的な環境モニタリング計画（必要に応じ、環境管理計画）の検討等を実施するﾚﾍﾞﾙ。以下同じ。）の環境社会配慮調査を行い、ノーアクションを含んだ対象プロジェクトの代替案を作成し、協力事業のインテリムレポートに反映させる。（情報公開／参加）この間、適宜ステークホルダーへの情報提供と協議を行う。	◎　**氏家委員（ECFA）** （削除） △　**JICA** （修正）：「より詳細な現地調査等に基づく対象プロジェクトが及ぼす環境影響の詳細な予測・評価、環境影響の予測・評価結果に基づく具体的な環境影響の緩和策（　）の検討、・・・・」→「~~より詳細な現地調査等に基づく~~対象プロジェクトが及ぼす~~環境影響の詳細な予測・評価~~、環境影響の予測・評価結果に基づく具体的な環境影響の緩和策（　）の検討、・・・・」
250	④　JICA は、協力事業のインテリムレポートを相手国政府と検討し、対象プロジェクトの最適案を選択し、これを踏まえて JICA 環境社会配慮報告書案を作成する。（情報公開／参加）本報告書案の検討に当たり、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：JICA は、最終 TOR に従い、EIA レベル（詳細な現地調査等に基づき、対象プロジェクトが及ぼす環境影響の詳細な予測・評価、具体的な環境影響の緩和策の検討・提案、具体的な環境モニタリング計画の検討・提案等を実施するレベル。以下同じ。）で、社会影響、汚染（公害）、自然環境への影響など環境に及ぼす影響の調査、予測および評価を行い、環境影響を回避・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）、環境モニタリング計画（必要に応じ、環境管理計画）等の検討を行う環境社会配慮調査を行う。同調査ではノーアクションを含む対象プロジェクトの代替案の検討を含むものとし、調査結果は、調査の性質・進行過程に応じ、適宜、プログレス・レポート（PR/R）、インテリム・レポート（IT/R）、ドラフト・ファイナルレポート（DF/R）等に反映する。（情報公開／参加）この間、適宜ステークホルダーへの情報提供と協議を行う。
251	⑤　JICA は、JICA 環境社会配慮報告書を協力事業のドラフトファイナルレポートに反映させる。JICA は、協力事業のドラフトファイナルレポートを相手国政府に説明し、コメントを得た上で、協力事業のファイナルレポートを作成する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：JICA は、環境社会配慮や経済性など相手国政府と総合的に検討して対象プロジェクトの最適案を選定する。（情報公開／参加）代替案の検討に際しては、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させる。 △　**JICA** （修正）：「JICA は、JICA 環境社会配慮報告書を協力事業のドラフトファイナルレポートに反映させる。」→「JICA は、JICA

		環境社会配慮調査結果を協力事業のドラフトファイナルレポートに反映させる。」
252	⑥　（情報公開）JICA は、協力事業のファイナルレポートを情報公開する。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）:「･･･ファイナルレポートを＜完成後速やかに＞情報公開する」と「完成後速やかに」を追加する。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:JICA は、環境社会配慮調査結果を反映した DF/R を作成するとともに、DF/R の一環として JICA 環境社会配慮調査報告書案を取りまとめる。
252-a		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）:JICA は、DF/R 及び JICA 環境社会配慮調査報告書案を相手国政府に説明し、コメントを得る。（情報公開／参加）DF/R 及び JICA 環境社会配慮調査報告書案を情報公開するとともに、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させて、ファイナルレポート（F/R）及び JICA 環境社会配慮調査報告書を作成する。
252-b		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）:JICA は、F/R 及び JICA 環境社会配慮調査報告書を作成する際に、本ガイドラインを満たすことを確認した上で、成果物として意思決定し、相手国政府及び外務省に提出する。
252-c		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）:（情報公開）JICA は、F/R 及び JICA 環境社会配慮調査報告書を情報公開する。
252-d		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）:JICA は、JICA 環境社会配慮調査報告書が、相手国で実施される現地環境影響評価に適切に反映されるようフォローアップを行う。
	3-2-2. カテゴリBに分類されたプロジェクト	◎　**松本郁委員（FoE・Japan）** （提案）:「3-2-2. カテゴリ B に分類されたプロジェクト」は「3-3-2. 」の間違いではないか。
252-e		◎　**氏家委員（ECFA）**

		(追加):①～②は、マスタープラン作成とフィージビリティー・スタディが継続して実施される場合、マスタープラン作成段階でこの手続きが実施される。
253	① JICAは、IEEレベルのJICA環境社会配慮調査を行う。事前調査より広い範囲で、関連資料の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):JICA は、2-1. ①の事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行う。
254	② JICA は、第2回のスコーピングを行う。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):第 2 回のスコーピングを行い、事前調査で作成・合意したJICA環境社会配慮調査TOR案を必要に応じて改定し、最終TORを作成する。最終TORは相手国政府と協議の上、その合意を得る。なお最終 TOR は、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。
255	③ JICA は、第2回スコーピングの結果を踏まえて、影響項目、ノーアクションを含む代替案、調査方法、スケジュール等を内容とするJICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):JICA は、最終 TOR に従い、IEE レベルの調査により社会影響、汚染(公害)、自然環境への影響など環境に及ぼす影響の調査、予測および評価を行い、環境影響を回避・軽減するための対策、環境モニタリング計画等の検討を行う環境社会配慮調査を行う。同調査ではノーアクションを含む対象プロジェクトの代替案の検討を含むものとし、調査結果は、調査の性質・進行過程に応じ、適宜、プログレス・レポート(PR/R)、インテリム・レポート(IT/R)、ドラフト・ファイナルレポート(DF/R)等に反映する。(情報公開／参加)この間、適宜ステークホルダーへの情報提供と協議を行う。 ◎ **松本郁委員(FoE・Japan)** (修正):「…スコーピングの結果を踏まえて、ニーズの把握、影響項目…」のように下線部を追加する。
256	④ JICAは、JICA環境社会配慮調査の TORに従い、IEEレベルの環境社会配慮調査を行う。ノーアクションを含んだ対象プロジェクトの代替案を検討し、調査結果を JICA 環境社会配慮調査報告書にまとめる。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):JICA は、JICA 環境社会配慮調査結果を反映したDF/R を作成する。

257	⑤　JICA 環境社会配慮調査が終了した段階で、JICA は、第3回のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、ステークホルダーの参加を得て第3回スコーピングを行い、それ以降は、上記「3．3．1」の手続きに従う。再度カテゴリBとされたものについては、JICA 環境社会配慮調査報告書の結果を協力事業のインテリムレポートに反映させる。カテゴリ分類が変更されカテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：JICA は、DF/R を相手国政府に説明し、コメントを得る。（情報公開／参加）DF/R を情報公開するとともに、ステークホルダーに情報提供を行った上で協議を行い、その結果を反映させて、ファイナルレポート（F/R）を作成する。 △　**JICA** （修正）：「JICA 環境社会配慮調査が終了した段階で、JICA は、第3回のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、ステークホルダーの参加を得て第3回スコーピングを行い、それ以降は、上記「3．3．1」の手続きに従う。」→「JICA 環境社会配慮調査が終了した段階で、JICA は、第3回のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、上記「3．3．1」の手続きに従う。」
258	⑥　（情報公開／参加）JICA は、協力事業のインテリムレポートを相手国政府と検討し、対象プロジェクトの最適案を選択し、協力事業のドラフトファイナルレポートに反映する。JICA は、協力事業のドラフトファイナルレポートを相手国政府に説明し、コメントを得た上で、協力事業のファイナルレポートを作成する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：JICA は、F/R を作成する際に、本ガイドラインを満たすことを確認した上で、成果物として意思決定し、相手国政府及び外務省に提出する。 △　**JICA** （修正）：「（情報公開／参加）JICA は、協力事業のインテリムレポートを＜中略＞協力事業のファイナルレポートを作成する。」を削除する。
259	⑦　（情報公開）JICA は、協力事業のファイナルレポートを情報公開する。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：（情報公開）JICA は、F/R を情報公開する。
259-a		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）：JICA は、必要に応じ JICA 環境社会配慮調査報告書が、相手国で実施される現地環境影響評価に適切に反映されるようフォローアップを行う。
	4．詳細設計調査（D／D）	
260	［内容について、改定委員会にて議論が必要］	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （追加）：JBIC からは連携 D/D の要請は「円借款事業の要請と同じようなタイミング」で受け付けること、その後は円借款の供与プロセスに従って案件の検討がなされる、すなわち JBIC の審査結果を踏まえつつ、連携D/DのS/Wも並行して検討、円借款供与の意思決定の後に連携D/Dの本格調査の開始となるという説明を個人的に受けた。しかしながら、

		このことは環境社会配慮確認のためのJBICガイドラインでは確保されていない。したがって、JICA の責任において以下のような手続きが必要である。「JICA は要請を受けてスクリーニングを実施しカテゴリ分類を行う。その上で支援にあたっては、JICA は本ガイドラインに沿ったマスタープランやフィージビリティスタディが要請に先だって行われていることを確保しなければならない」。 ◎ **田中研委員（JICA 国際協力専門員）** （追加）：JBICとの連携D/Dにおいては、JBICが当該案件のF/S報告書ならびに先方政府が承認した環境影響評価書を審査した上で適合したものについて、JBICとの協議を踏まえて、エンジニアリング分野の詳細設計を行うことを基本とする。なお、連携D/Dでない場合においても、当該案件のF/S報告書ならびに先方政府が承認した環境影響評価書をJICA環境審査室において審査した上で適合したものについて、エンジニアリング分野の詳細設計を行うことを基本とする。
		◎ **氏家委員（ECFA）** （追加）：4-1. 事前調査段階
260-a		◎ **氏家委員（ECFA）** （追加）：(1) カテゴリ A に分類されたプロジェクト
260-b		◎ **氏家委員（ECFA）** （追加）：① JICA は、詳細設計（D/D）調査に先立ち、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容についての妥当性確認を含む、事前調査を行う。
260-c		◎ **氏家委員（ECFA）** （追加）：② JICA は、本ガイドラインに基づいて開発調査のJICA 環境社会配慮調査が行われている場合や、現地環境影響評価等が適切に実施されており、改めて環境社会配慮調査を行う必要がないと判断されたプロジェクトについては、S/W に署名を行う。現地環境影響評価等の結果は、D/D 調査に反映する。（情報公開）S/W を情報公開する。
260-d		◎ **氏家委員（ECFA）** （追加）：③ JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合や、その内容が適切でないと判断される場合など、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、相手国に対してその実施を要請する。なお、開発調査等のスキームを使って必要な環境社会配慮調査を行うべきと判断される場合には、その旨を相手国と協議する。

260-e		◎　**氏家委員(ECFA)** (追加):(2) カテゴリBに分類されたプロジェクト
260-f		◎　**氏家委員(ECFA)** (追加):① JICA は、詳細設計(D/D)調査に先立ち、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容についての妥当性確認を含む、事前調査を行う。
260-g		◎　**氏家委員(ECFA)** (追加):②JICA は、本ガイドラインに基づいて開発調査でJICA 環境社会配慮調査が行われている場合や、現地環境影響評価等が適切に実施されており、改めて環境社会配慮調査を行う必要がないと判断されたプロジェクトについては、S/W に署名を行う。現地環境影響評価等の結果は、D/D 調査に反映する。(情報公開)S/W を情報公開する。
260-h		◎　**氏家委員(ECFA)** (追加):③ JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合や、その内容が適切でないと判断される場合には、事前調査の中で、スコーピングを含む IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。
260-i		◎　**氏家委員(ECFA)** (追加):④ JICA は、事前調査の結果、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトと判断される場合には、相手国に対してその実施を要請する。なお、開発調査等のスキームを使って必要な環境社会配慮調査を行うべきと判断される場合には、その旨を相手国と協議する。
260-j		◎　**氏家委員(ECFA)** (追加):⑤ 一方、JICA は、事前調査の結果、改めて環境社会配慮調査を行う必要がないと判断される場合には、S/W に署名を行う。現地環境影響評価の結果及び事前調査結果は、D/D 調査に反映する。(情報公開)S/Wを情報公開する。
260-k		◎　**氏家委員(ECFA)** (追加):4-2. 本格調査段階(カテゴリA及びB)
260-l		◎　**氏家委員(ECFA)** (追加):① JICAは、カテゴリAに分類された対象プロジェクトに係るD/D 調査においては必ず、カテゴリBに分類された対象プロジェクトにおいては必要に応じて、調査団に、環境社会配慮を具体化するために必要な調査団員を参加させる。
260-m		◎　**氏家委員(ECFA)**

		(追加):② JICA は、D/D 調査期間中に、相手国政府と協議し、事業実施時に相手国政府が実施すべき環境社会配慮について具体化し、その内容・具体的な実施体制・予算措置等について相手国政府の合意を得る。
260-n		△ JICA (追加):4-1. 事前調査段階
260-o		△ JICA (追加):① JICA は、本格調査に先立ち、事前調査団を派遣する。カテゴリAとBについては、環境社会配慮を担当する団員を派遣する。JICA は、要請の内容を確認するとともに、関連情報の収集と現地踏査及び関係者との協議を行い、相手国政府が実施する事項と JICA が実施する事項の区分を明らかにする。
260-p		△ JICA (追加): ② JICA は、EIA のレビューや必要に応じて環境管理計画の関する追加調査を含む Scope of Work(S/W)案を作成する。
260-q		△ JICA (追加):4-2.S/W の署名
260-r		△ JICA (追加):① JICA は、実施を決定した協力事業について、双方の実施する事項を定めた S/W を署名する。
260-s		△ JICA (追加):② JICA は、S/W と環境アセスメント報告書等の関連情報を公開する。
260-t		△ JICA (追加):4-3. 本格調査
260-u		△ JICA (追加):① JICA は、カテゴリAとBについては、環境社会配慮団員を派遣する。
260-v		△ JICA (追加):② JICA は、合意した S/W にしたがい、環境アセスメント報告書の結果をベースに、住民移転計画やモニタリング計画の相手国側の進捗を確認する。
260-w		△ JICA (追加):③ 実施設計調査報告書は、入札が終了するまで非公開とする。
	5. 無償資金協力	**◎ 山田委員(外務省無償資金協力課)**

		(疑問):2箇所の「予備調査」は同じ意味合いのものか。また、無償資金協力で言う予備調査との関係はどうか。
		◎ **氏家委員(ECFA)** (追加):「5-1. 予備調査段階」
	5-1. カテゴリAに分類されたプロジェクト	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):「5−1. 」→「(1)」
261	① JICA は、協力事業の予備調査を行い、現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされているか否か等について調査を行い、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):① JICA は、基本設計に先立ち、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容についての妥当性確認を含む、予備調査を行う。 △ **JICA** (修正):「JICA は協力事業の現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境社会配慮調査がなされているか否か等について調査を行い、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。」(別紙フローチャートも同様に修正)
262	② JICA は、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、協力事業の基本設計調査を行う。協力事業の基本設計調査に現地環境影響評価等の結果を反映する。(情報公開)基本設計報告書を情報公開する。	◎ **松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (修正):基本設計報告書を「完成後速やかに」情報公開する、と変更する。 ◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):② JICA は、本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされている場合や、現地環境影響評価等が適切に実施されており、改めて環境社会配慮調査を行う必要がないと判断されたプロジェクトについては、基本設計(B/D)調査を行う。現地環境影響評価等の結果は、B/D 調査に反映する。(情報公開)基本設計報告書を情報公開する。
263	③ JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、開発調査のスキームを使って必要な環境社会配慮調査を行うべき旨外務省に対して意見具申する。	◎ **山田委員(外務省無償資金協力課)** (原案)「・・・開発調査のスキームを・・・意見具申する。」 (修正案)「・・・必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨外務省に対して意見具申する。」 ◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):③ JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合や、その内容が適切でないと判断される場合など、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、相手国に対してその実施を要請する旨を外務省に対して意見具申する。なお、開発調査のスキームを使って必

		要な環境社会配慮調査を行うべきと判断される場合には、その旨を外務省に対して意見具申する。
	5-2. カテゴリBに分類されたプロジェクト	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):「5-2.」→「(2)」
264	① JICAは、基本設計に先立ち協力事業の予備調査を行う。この予備調査の中で、IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。関連資料の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。スコーピングを行う。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):① JICA は、基本設計に先立ち、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容についての妥当性確認を含む、予備調査を行う。
265	② JICA は、スコーピングの結果を踏まえて、影響項目、ノーアクションを含む代替案、調査方法、スケジュール等を内容とするJICA環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):② JICA は、本ガイドラインに基づいて開発調査でJICA 環境社会配慮調査がなされている場合や、現地環境影響評価等が適切に実施されており、改めて環境社会配慮調査を行う必要がないと判断されたプロジェクトについては、基本設計(B/D)調査を行う。現地環境影響評価等の結果は、B/D 調査に反映する。(情報公開)基本設計報告書を情報公開する。 ◎ **松本郁委員(FoE・Japan)** (修正):「…スコーピングの結果を踏まえて、ニーズの把握、影響項目…」のように下線部を追加する。
266	③ JICAは、JICA環境社会配慮調査のTORに従い、IEEレベルの環境社会配慮調査を行う。ノーアクションを含んだ対象プロジェクトの代替案を検討し、調査結果を JICA 環境社会配慮調査報告書にまとめる。JICA 環境社会配慮調査が終了した段階で、第2回のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、開発調査のスキームで対応する。再度カテゴリBとされたものについては、JICA 環境社会配慮調査の結果を、協力事業の予備調査報告書に反映させる。(情報公開)協力事業の予備調査報告書を情報公開する。カテゴリ分類が変更されカテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。	◎ **山田委員(外務省無償資金協力課)** (修正):(原案)「・・・開発調査のスキームで・・・」 (修正案)「・・・5-1 のスキームで・・・」 ◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):③ JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合や、その内容が適切でないと判断される場合には、予備調査の中で、スコーピングを含むIEEレベルの環境社会配慮調査を行う。
267	④ JICA は、予備調査の後、対象プロジェクトの基本設計調査を行う。協力事業の基本設計調査に、予備調査の結果を反映する。(情報公開)JICAは、協力事業の基本設計報告書を情報公開する。	◎ **松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (修正):基本設計報告書を「完成後速やかに」情報公開する、と変更する。 ◎ **氏家委員(ECFA)**

		(修正):④ JICA は、予備調査の結果、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトと判断される場合には、相手国に対してその実施を要請する旨を外務省に対して意見具申する。なお、開発調査等のスキームを使って必要な環境社会配慮調査を行うべきと判断される場合には、その旨を外務省に対して意見具申する。
267-a		◎ **氏家委員(ECFA)** (追加):⑤ 一方、JICA は、予備調査の結果、改めて環境社会配慮調査を行う必要がないと判断される場合には、基本設計(B/D)調査を行う。現地環境影響評価の結果、ないし予備調査結果は、B/D 調査に反映する。(情報公開)基本設計報告書を情報公開する。
	5-3. 実施支援段階	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):5-2. 実施支援段階(カテゴリ A 及び B)
268	・JICA は、現地環境影響評価等に記載された環境社会配慮が適切に実施されることを確認し、必要に応じて支援を行う。	△ **JICA** (削除)
	6. 技術協力プロジェクト	□ **神田氏(ODA 改革ネットワーク関西)** (提案):JICA 専門家が関わる ODA や MDBs プロジェクト以外のプロジェクト(専門家受け入れ政府が独自資金で行なう公共事業等)への、本ガイドラインの援用が明記されていない。受け入れ政府に本ガイドライン遵守を強要することは無理ではあるが、JICA 派遣専門家が、その職掌の範囲で関わるプロジェクトについては、本ガイドラインを遵守した上で、可否を判断することを義務づけることを明記すべきである。
268-a		◎ **氏家委員(ECFA)** (追加):6-1. 事前調査段階
	6-1. カテゴリAに分類されたプロジェクト	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):「6－1.」→(1)
269	① JICA は、協力事業の事前調査を行い、現地環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされているか否か等について調査を行い、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):① JICA は、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容についての妥当性確認を含む、事前調査を行う。

270	②　JICA は、現地環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされている場合であって、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた対象プロジェクトの協議議事録(R/D)の署名を行う。対象プロジェクトは、現地環境影響評価等の結果を踏まえて計画され実施される。(情報公開)JICA は、協力事業の R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を公開する。	◎　**松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (修正):(情報公開)協力事業の R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を「署名後速やかに」情報公開する、と変更。 ◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):② JICA は、本ガイドラインに基づいて開発調査の JICA 環境社会配慮調査がなされている場合や、現地環境影響評価等が適切に実施されており、改めて環境社会配慮調査を行う必要がないと判断されたプロジェクトについては、環境社会配慮に関する双方の実施項目含む協議議事録(R/D)に署名を行う。
271	③　JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて JICA 環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、開発調査のスキームを使って必要な環境社会配慮調査を行う。	◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):③ JICA は、対象プロジェクトが R/D を踏まえて実施されるように、PDM 及びプロジェクト・ドキュメント(プロ・ドク)に、環境社会配慮に必要な活動を、活動項目として盛り込む。(情報公開)JICA は、R/D 及びプロ・ドクなど環境社会配慮に関連する情報を公開する。
272	④　JICA は、対象プロジェクトの実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。(情報公開)実施期間の中間段階と終了段階において、JICA はモニタリング結果を情報公開する。	◎　**松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (修正):(情報公開)モニタリング結果を「実施後速やかに」情報公開する、と変更。 ◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):④ JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合や、その内容が適切でないと判断される場合など、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトについては、相手国に対してその実施を要請する。なお、開発調査のスキームを使って必要な環境社会配慮調査を行うべきと判断される場合には、その旨相手国政府と協議する。
273	⑤　JICA は、対象プロジェクト実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。	◎　**氏家委員(ECFA)** (削除)
274	⑥　対象プロジェクト終了後、JICA は、自然や社会環境への影響が、現地環境影響評価等で予測されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。(情報公開)評価結果は情報公開する。	◎　**松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (修正):(情報公開)評価結果は「実施後速やかに」情報公開する、とそれぞれ変更する。 ◎　**氏家委員(ECFA)** (削除)
	6-2. カテゴリBに分類されたプロジェクト	◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):6－2. →(2)

275	① JICA は、プロジェクトの実施に先立ち協力事業の事前調査を行う。この事前調査の中で、IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。関連資料の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。スコーピングを行う。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):① JICA は、対象プロジェクトに係る現地環境影響評価等の実施状況及びその内容についての妥当性確認を含む、事前調査を行う。
276	② JICA は、スコーピングの結果を踏まえて、影響項目、ノーアクションを含む代替案、調査方法、スケジュール等を内容とする JICA 環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):② JICA は、本ガイドラインに基づいて開発調査で JICA 環境社会配慮調査がなされている場合や、現地環境影響評価等が適切に実施されており、改めて環境社会配慮調査を行う必要がないと判断されたプロジェクトについては、環境社会配慮に関する双方の実施項目含む協議議事録(R/D)に署名を行う。(情報公開)R/D を情報公開する。
277	③ JICA は、JICA 環境社会配慮調査の TOR に従い、IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。ノーアクションを含んだ代替案を検討し、調査結果を JICA 環境社会配慮調査報告書にまとめる。JICA 環境社会配慮調査が終了した段階で、第2回のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、開発調査のスキームで対応する。再度カテゴリBとされたものについては、JICA 環境社会配慮調査報告書の結果を、協力事業の事前調査報告書に反映させる。カテゴリ分類が変更されカテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。	◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):③ JICA は、対象プロジェクトが R/D を踏まえて実施されるように、PDM 及びプロジェクト・ドキュメント(プロ・ドク)に、環境社会配慮に必要な活動を、活動項目として盛り込む。(情報公開)JICA は、R/D 及びプロ・ドクなど環境社会配慮に関連する情報を公開する。
278	④ JICA は、協力事業の事前調査結果に基づき、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた協力事業の協議議事録(R/D)の署名を行う。プロジェクトは、JICA 環境社会配慮調査の結果を踏まえて計画され実施する。(情報公開)JICA は、R/D と環境社会配慮に関連する情報を公開する。	◎ **松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (修正):(情報公開)R/D と環境社会配慮に関連する情報を「署名後速やかに」公開する、と変更する。 ◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):④ JICA は、現地環境影響評価等が実施されていない場合や、その内容が適切でないと判断される場合には、事前調査の中で、スコーピングを含む IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。
279	⑤ JICA は、対象プロジェクトの実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。(情報公開)実施期間の中間段階と終了段階において、JICA はモニタリング結果を情報公開する。	◎ **松本悟委員(メコン・ウォッチ)** (修正):(情報公開)モニタリング結果を「実施後速やかに」情報公開する、と変更する。 ◎ **氏家委員(ECFA)** (修正):⑤ JICA は、事前調査の結果、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるプロジェクトと判断される場合には、相手国に対してその実施を要請する。なお、開発調査等のスキームを使って必要な環境社会配慮調査を行うべきと判断される場合には、その旨を相手国政府と協議する。

280	⑥　JICA は、対象プロジェクト実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：⑥ 一方、JICA は、事前調査の結果、改めて環境社会配慮調査を行う必要がないと判断される場合には、環境社会配慮に関する双方の実施項目含む協議議事録(R/D)に署名を行う。（情報公開）R/D を情報公開する。
281	⑦　対象プロジェクト終了後、JICA は、自然や社会環境への影響が、環境社会配慮調査で予想されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。（情報公開）JICAは、評価結果を情報公開する。	◎　**松本悟委員（メコン・ウォッチ）** （修正）：⑦（情報公開）評価結果を「実施後速やかに」情報公開する、と変更する。 ◎　**氏家委員（ECFA）** （削除）
281-a		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）：6-2. 事業実施・評価段階（カテゴリＡ及びＢ）
281-b		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）：①　JICA は、対象プロジェクトの実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断される場合は、JICA が直接モニタリングを行う。（情報公開）実施期間の中間段階と終了段階において、JICA はモニタリング結果を情報公開する。
281-c		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）：②　JICA は、対象プロジェクト実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。
281-d		◎　**氏家委員（ECFA）** （追加）：③ JICA は、対象プロジェクトの中間評価、終了時評価、事後評価の際にそれぞれ、環境や社会への影響が現地環境影響評価等で予測された範囲内のものであったか、また採用された影響緩和策の効果等について評価する。（情報公開）評価結果は情報公開する。
	7．モニタリング	
282	・事業実施主体が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、プロジェクトサイクルの実施段階まで自ら事業を行っている技術協力プロジェクトであって、カテゴリA及びカテゴリBに分類されたものについては、重要な環境影響項目につきモニタリングの結果を相手国政府を通じて確認する。また、必要に応じて、JICAが自ら調査を実	△　**JICA** （修正）：「JICAは、カテゴリＡ及びカテゴリＢに分類された技術協力プロジェクトについては、環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するために、重要な環境社会面への影響項目につきモニタリングの結果を相手国政府の実施機関

	施する。	(C／P)を通じて確認する。また、必要に応じて、相手国政府と協議の上、JICA が自ら調査を実施する。」
283	・第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICAは、その指摘を相手国政府に伝達するとともに、適切な対応を働きかける。事業実施主体者が対応する際は、透明でアカウンタブルなプロセスにより、指摘事項の精査、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認する。	
284	・事業実施主体がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合、JICAは技術の習得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する協力を行う。	
	8. フォローアップ(協力事業終了後の追加的な支援)	
285	・プロジェクトサイクルの準備段階の終了以降における現地環境影響評価等の審査は、開発調査の場合は資金協力機関が、無償資金協力の場合は外務省が担当するが、事業実施主体の環境影響評価の実施状況を確認するためのJICAとしてのフォローアップ方法は以下のとおりとする	◎　**氏家委員(ECFA)** (修正):「・プロジェクトサイクル・・・、事業実施主体の環境影響評価の実施状況を確認するため JICA としてのフローアップ方法を以下のとおりとする。」→「現地環境影響評価等の実施状況を確認し、必要に応じて支援する JICA としてのフローアップ方法を以下のとおりとする。」に修文。 △　**JICA** (修正):「事業実施主体の環境影響評価の実施状況を確認するための・・・・」→「事業実施主体の現地環境影響評価の実施状況を確認するための・・・・」 (削除)
286	○ 協力事業終了後、協力事業の目的である対象プロジェクトの支援となったかどうかを確認し、必要な措置を講ずるためにJICAはフォローアップを行う。	◎　**山﨑委員(農水省)** (修正):協力事業終了後、協力事業の目的である対象プロジェクトの支援となったかどうかを確認し、必要な措置を講ずるために JICA は外務省の支持を受けてフォローアップを行う。 △　**JICA** (削除)
287	○ JICAは、JICA環境社会配慮調査報告書や初期環境社会調査報告書の内容や提言が、対象プロジェクトの現地環境影響評価、住民移転計画、影響緩和策、あるいは代替案の検討などに生かされているかどうかを適宜確認し、その結果を公開する。	△　**JICA** (削除) (修正):「協力事業終了後、JICA は、JICA 環境社会配慮調査報告書の内容や提言が、対象プロジェクトの現地環境影響評価、住民移転計画、あるいは代替案の検討などに生かされているかどうかを適宜確認し、その結果を公開する。」

288	○　事業化後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICAは問題の把握に努め、必要に応じて現地調査を実施する。	△　**JICA** （修正）:「事業化後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、」→「協力事業終了後、予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、」
	（別紙1） 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）:「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」→「対象プロジェクトの計画に際し、相手国政府に求められる環境社会配慮」
	●基本的事項	
289	・プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。	
290	・このような検討は、環境関連費用・便益をできるだけ定量的に評価し、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。	◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）:「・・・環境関連費用・便益をできるだけ定量的に評価し、・・・」→「・・・環境社会関連の費用・便益をできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、・・・」
291	・このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。	
292	・特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。	◎　**村山委員（早稲田大学）** （修正）:「・・・委員会を設置し、・・・」→「・・・アドバイザリーグループを設置し、・・・」
	●対策の検討	
293	・プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりより案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。	
294	・モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境監理のための計画が作成されていなければならない。	◎　**山崎委員（農水省）** （修正）:モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境監理のための計画が作成~~されていなければならない~~が望まれる。

295	●環境社会配慮の対象範囲（検討する影響のスコープ）［Ｉ．5の議論を受けて修正］	
296	・環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、（事故、水利用、）生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、貧困層、地域経済（土地利用、雇用、ソーシャルキャピタル）、生計（土地、現行の生計手段、現金経済に限らず、自給自足的な subsistence economy から現金経済に移行する場合を含む）、人口動態（異なる民族グループの移入、住民移転と新住民の移入）、文化（伝統、宗教、言語）、既存の社会インフラ（既存の道路、エネルギー源、水供給）、公平性（土地分配、貧富の差）、HIV/AIDS などの感染症等の社会影響を含む。	◎　**石田委員（JACSES）** （修正）：<u>「地域での紛争の有無」</u>を追加する。
297	・調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい。	△　**JICA** （修正）：「プロジェクトのライフサイクルに渡る」→「プロジェクトのライフサイクルに亘る」
	●法令、基準、計画等との整合	
298	・プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。	△　**JICA** （修正）：「国政府」→「中央政府」
299	・プロジェクト、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。	
	●社会的合意（JBICを修正）	◎　**氏家委員（ECFA）** （修正）：社会的合意（JBIC を修正）→「JBIC を修正」を削除
300	・プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。	

301	・女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。	
	●非自発的住民移転	
302	・非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性或る対策が講じられなければならない。	
303	・非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー債権のための支援等が含まれる。	△　JICA (修正):「プロジェクト実施主体等は、・・・務めなければならない。」→「プロジェクト実施主体~~等~~は、・・・務めなければならない。」
304	・非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。	
	●先住民族	
305	・プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に対する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。	
	●モニタリング	
306	・プロジェクト開始後において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。	
307	・効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。	
308	・モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公表されていることが望ましい。	
309	・第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。	

	(別紙2) 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	
310	ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別の対象プロジェクトをカテゴリ分類する際には、プロジェクト毎の内容に応じて「Ⅱ．2．(3)」に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものは「カテゴリA」に分類される。	
311	1．影響を及ぼしやすいセクター 以下に示すセクターのうち大規模なもの。 (1)鉱業開発 (2)工業開発 (3)火力発電(地熱含む) (4)水力発電、ダム、貯水池 (5)河川・砂防 (6)送変電・配電 (7)道路、鉄道、橋梁 (8)空港 (9)港湾 (10)下水・廃水処理 (11)廃棄物処理・処分 (12)農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの) (13)林業 (14)観光	□ **田島氏(国際航業)** (修正):「(15)上水道」を追加。
312	2．影響を及ぼしやすい特性 (1)大規模非自発的住民移転 (2)大規模地下水揚水 (3)大規模な埋め立て、土地造成、開墾 (4)大規模な森林伐採	

313	3. 影響を受けやすい地域 以下の地域またはその周辺 (1)国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等) (2)国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域 ＜自然環境＞ ・原生林、熱帯の自然林 ・生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等) ・国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 ・大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域 ・砂漠化傾向の著しい地域 ＜社会環境＞ ・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 ・少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域	

314

(別紙3)　　参照すべき国際基準・条約・宣言等の代表例

条約・基準名	内容	備考
ILO先住民族条約、先住民族権利宣言	先住民族の人権に関わる権利(土地、言語、文化)	
子どもの権利条約*	子どもの人権に関わる権利	子どもの権利委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる
女性差別撤廃条約*、女性に対する暴力撤廃宣言	女性の人権に関わる権利	女性差別撤廃委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)*	医療、居住、食、水へのアクセス、教育などに関する権利	社会権規約委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる
市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)*	報道の自由、結社の自由等、司法の独立、法の下の平等、裁判を受ける権利	自由権規約委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる
人種差別撤廃条約*、少数者権利宣言	差別禁止、少数者保護(独自の文化の保護等)などに関わる権利	人種差別撤廃委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる
障害者機会均等化基準規則	障害者の権利保護	
ワシントン条約	種レベルの保護	
ボン条約	種レベルの保護	
国際捕鯨取り締まり条約(IWC)	種レベルの保護	
南極海洋生物資源の保全に関する条約	種レベルの保護	
ラムサール条約	生態系レベルの保護	
世界遺産条約	生態系レベルの保護	
生物多様性条約(生物の多様性に関する条約)	生態系レベルの保護	
国連海洋法条約	生態系レベルの保護	
南極条約	生態系レベルの保護	
砂漠化対処条約	生態系レベルの保護	

*これらの条約については条約実施のための委員会が設置されており、これらは締約国の提出する条約の実施状況に関する報告書を検証し、勧告を行う。こうした各国の報告書および委員会の勧告は、各国の人権状況を把握するための基本文書として活用できる。

◎　**松本悟委員(メコン・ウォッチ)**

(追加):世界銀行の「10のセーフガード政策」、「情報公開政策」、「投資業務の経済評価」を追加すべき。

◎　**山田委員(外務省無償資金協力課)**

(提案):別紙3については、改定委員会提言の別紙として扱うことが適当。

◎　**藤森委員(国土交通省・国際建設課)**

(提案):)記載に当たっては、日本が批准している国際基準・条約・宣言等を確認することが必要であり、批准していないものは削除や書きぶりを配慮する等の対応を取るべきである。

◎　**櫻井委員(経産省)**

(提案):これらについては、日本政府が批准または合意している国際基準・条約・宣言等のみを代表例として例示すべき。

□　**藤本氏(アジア・太平洋人権情報センター)**

(提案):表の最初の「先住民族権利宣言」は、まだ国連で採択されていないのでは？私の記憶違いなら申し訳ないです。

		△　JICA （修正）：提言案の付属資料として移動 （削除）：国際捕鯨取締条約、南極海洋生物資源の保全に関する条約、南極条約